

草加市建設工事請負契約約款

(平成8年8月1日施行)

[沿革]平成14年4月1日、平成16年5月1日、平成18年4月1日、平成20年4月1日、平成21年4月30日、平成22年4月1日、平成23年4月1日、平成23年9月5日、平成25年4月1日、平成26年4月1日、平成28年4月1日、平成29年4月1日、平成30年4月1日、令和2年(2020年)4月1日、令和2年(2020年)10月1日

第1条 総則

第2条 関連工事の調整

第3条 請負代金内訳書及び工程表

第4条 契約の保証

第5条 権利義務の譲渡等

第6条 一括委任又は一括下請負の禁止

第7条 下請負人等の選定

第7条の2 下請負人の通知

第8条 特許権等の仕様

第9条 監督員

第10条 現場代理人及び主任技術者等

第11条 履行報告

第12条 工事関係者に関する措置請求

第13条 工事材料の品質及び検査等

第14条 監督員の立会い及び工事記録の整備等

第15条 支給材料及び貸与品

第16条 工事用地の確保等

第17条 設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等

第18条 条件変更等

第19条 設計図書の変更

第20条 工事の中止

第21条 著しく短い工期の禁止

第22条 受注者の請求による工期の延長

第23条 発注者の請求による工期の短縮

第24条 工期の変更方法

第25条 請負代金額の変更方法等

第26条 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更

第27条 臨機の措置

第28条 一般的損害

第29条 第三者に及ぼした損害

第30条 不可抗力による損害

第31条 請負代金額の変更に代える設計図書の変更

第32条 検査及び引渡し

第33条 請負代金の支払

第34条 部分使用

第35条 前金払

第36条 保証契約の変更

第37条 前払金の使用等

第38条 部分払

第39条 部分引渡し

第40条 債務負担行為に係る契約の特則

第41条 債務負担行為に係る契約の前金払の特則

第42条 債務負担行為に係る契約の部分払の特則

第43条 第三者による代理受領

第44条 前払金等の不払に対する工事中止

第45条 契約不適合責任

第46条 発注者の任意解除権

第47条 発注者の催告による解除権

第48条 発注者の催告によらない解除権

第49条 発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限

第50条 受注者の催告による解除権

第51条 受注者の催告によらない解除権

第52条 受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限

第53条 解除に伴う措置

第54条 発注者の損害賠償請求等

第54条の2 談合等不正行為があった場合の違約金等

第55条 受注者の損害賠償請求等

第56条 契約不適合責任期間等

第57条 火災保険等

第58条 あっせん又は調停

第59条 仲裁

第60条 補則

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(関連工事の調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

第3条 受注者は、発注者より請求があった場合には、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。ただし、市長が必要ないと認めたときは、この限りでない。

3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。
(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

一 契約保証金の納付

二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

[注] 契約の保証を免除する場合には、この条を削除する。

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、請負代金額の100分の10以上としなければならない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付する場合は、当該保証は第54条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額に対し、第2項に定める割合に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

[注] 契約の保証を免除する場合には、この条を削除する。
(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のう

ち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第38条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの及び工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書きの承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書きの承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を發揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人等の選定)

第7条 受注者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を草加市内に本店を有する者（以下「市内業者」という。）の中から選定するよう努めなければならない。

2 受注者は、工事材料に係る納入契約を締結する場合には、当該契約の相手方市内業者の中から選定するよう努めるとともに、調達する工事材料についても市内業者の優先に配慮しなければならない。

(下請負人の通知)

第7条の2 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注

者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

一 現場代理人

二 (A) [] 主任技術者

(B) [] 監理技術者

(C) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書きに規定するものをいう。以下同じ。）

三 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

[注] (B) は、建設業法第26条第2項の規定に該当する場合に、(A) は、それ以外の場合に使用する。(C) は、(B) を使用する場合において、建設業法第26条第3項ただし書きの規定を使用し監理技術者が兼務する場合に使用する。

[] の部分には、同法第26条第3項の工事の場合に「専任の」の字句を記入する。

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、

この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、請負金額が1,300,000円以下の工事である場合又は現場代理人の工事現場における運営、取締及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自行行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。（履行報告）

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督員は、監理技術者等又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質（営繕工事にあっては、均衡を得た品質）を有するものとする。

2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条に

おいて同じ。）を受けて使用するべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（監督員の立会い及び工事記録の整備等）

第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

4 監督員は、受注者から第1項若しくは第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。（支給材料及び貸与品）

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会い

の上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であつたものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。

6 発注者は、前項に規定するもののほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。

10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは損壊し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

（工事用地の確保等）

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）まで

に確保しなくてはならない。

2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を原状に復帰し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の原状復帰若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の原状復帰若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は原状復帰若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また発注者の処分又は原状復帰若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるとき、その他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（条件変更等）

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

三 設計図書の表示が明確でないこと。

四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。

二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。

三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。（設計図書の変更）

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工事の中止）

第20条 工事用地等の確保ができない等のため、又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的

な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一部中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（著しく短い工期の禁止）

第21条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（受注者の請求による工期の延長）

第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときに必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による工期の短縮）

第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工期の変更方法）

第24条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定

め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第 22 条の場合にあつては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあつては受注者が工期変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（請負代金額の変更方法等）

第 25 条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 1 4 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第 26 条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から 1 2 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があつたときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1 0 0 0 分の 1 5 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあつた日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 1 4 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に

著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前 2 項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 1 4 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第 3 項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第 1 項、第 5 項又は第 6 項の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（臨機の措置）

第 27 条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとつた措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとつた場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

（一般的損害）

第 28 条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第 1 項若しくは第 2 項又は第 30 条第 1 項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第 57 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第 29 条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第 57 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、

発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠つたことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前 2 項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第 30 条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めに帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済の工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠つたことに基づくもの及び第 57 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済の工事材料若しくは建設機械器具であつて第 13 条第 2 項、第 14 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 38 条第 3 項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取付付に要する費用の額の合計額（第 6 項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の 1 0 0 分の 1 を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。

一 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額

とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

第31条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第32条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

（請負代金の支払）

第33条 受注者は、前条第2項（同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期限内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。（部分使用）

第34条 発注者は、第32条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

― 条文(A) ―

（前金払）

第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、契約書記載の前払金（中間前払金を除く。）の支払いを発注者に請求することができる。ただし、前払金を支払う旨を特約しない場合及び請負代金額が3,000,000円未満の工事については、この限りでない。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から

14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率（以下「基準率」という。）により算出した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

第36条 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

― 条文(B) ―

（前金払）

第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、契約書記載の前払金（中間前払金を除く。）の支払いを発注者に請求することができる。ただし、前払金を支払う旨を特約しない場合及び請負代金額が3,000,000円未満の工事については、この限りでない。

2 受注者は、前項の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、契約書記載の前払金（中間前払金に限る。）の支払いを発注者に請求することができる。

3 受注者は前項に規定する中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ発注者又は発注者の指定する者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。

4 発注者は、第1項又は第2項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第2項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けている場合には、中間前払金を含む。以下この条から第37条まで、第41条及び第53条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第4項の規定を準用する。

6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第2項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、基準率により算出した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

第36条 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合にお

いて、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社へ直ちに通知するものとする。

〔注〕 条文(A)は部分払を適用する時に、条文(B)は中間前払金を適用する時に選択的に使用する。

（前払金の使用等）

第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に充てられる前払金の上限は、前払金額の100分の25とする。

（部分払）

第38条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、契約書記載の回数以内において次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。

〔注〕 部分払を行わない場合には、その旨を契約書のその他特定条件に、この条を適用しない旨明記すること。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の

請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額≦第1項の請負代金相当額×(9/10-前払金額/請負代金額)

7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは、「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

（部分引渡し）

第39条 工事的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第32条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事的物」とあるのは「指定部分に係る工事的物」と、同条第5項及び第33条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により準用される第33条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第33条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額=指定部分に相応する請負代金の額×(1-前払金額/請負代金額)

（債務負担行為に係る契約の特則）

第40条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年度 円

年度 円

年度 円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度 円

年度 円

年度 円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

（債務負担行為に係る契約の前払金の特則）

第41条 債務負担行為に係る契約の前払金については、第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の支払限度額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の請求をすることができない。

3 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。

4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証制限を延長するものとする。この場合においては、第36条第3項の規定を準用する。

（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）

第42条 債務負担行為に係る契約においては、各会計年度における支払限度額の範囲内で、当該会計年度における出来高部分に応じて部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第38条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額≦出来高金額×9／10－（前払金額×出来高金額／支払限度額）－既部分払額

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年度	回
年度	回
年度	回

（第三者による代理受領）

第43条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条（第39条において準用する場合を含む。）又は第38条の規定に基づく支払いをしなければならない。

（前払金等の不払に対する工事中止）

第44条 受注者は、発注者が第35条、第38条又は第39条において準用される第33条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

第45条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものではないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の任意解除権）

第46条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第48条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

二 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

三 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないときと認められるとき。

四 第10条第1項第二号に掲げる者を設置しなかったとき。

五 正当な理由なく、第45条第1項の履行の追完がなされないとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

二 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。

三 この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

四 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達することができないものであるとき。

五 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

六 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

七 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合にお

いて、受注者が履行をしないうでその時期を経過したとき。

ハ 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

九 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

十 第50条又は第51条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

十一 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第49条 第47条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第50条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定

めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第51条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

二 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるとときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第52条 第50条又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第53条 発注者は、この契約が工事の完了前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第35条（第41条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第38条及び第42条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済の前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第47条、第48条又は次条第3項の規定によるときにあってはその余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、基準率で計算した額の利息を付した額を、解除が第46条、第50条又は第51条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。ただし、損害金の総額が100円未満のときは、これを徴収せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 受注者は、この契約が工事の完了前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が工事の完了前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、この契約が工事の完了前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限方法等については、この契約の解除が第47条、第48条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第46条、第50条又は第51条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

9 工事の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。（発注者の損害賠償請求等）

第54条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

一 工期内に工事を完成することができないとき。

二 この工事目的物に契約不適合があるとき。

三 第47条又は第48条の規定により、工事目的物の完了後にこの契約が解

除されたとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第47条又は第48条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

二 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、基準率で計算した額とする。ただし、損害金の総額が100円に満たないときは、これを徴収しないものとする。

6 第2項の場合（第48条第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第54条の2 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が単独の禁止及び公正取引の確保に関する

法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。

二 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、

基準率で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

4 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。

5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
（受注者の損害賠償請求等）

第55条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一 第50条又は第51条の規定によりこの契約が解除されたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第33条第2項（第39条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、基準率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、発注者は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（契約不適合責任期間等）

第56条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項又は第5項（第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年を経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者

が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(火災保険等)

第57条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(あっせん又は調停)

第58条 この約款の各条項において、発注者と受注者とは協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合、その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による建設工事紛争審査会で発注者と受注者とは協議して管轄審査会と定めるもの（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務

の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後、若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第59条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(補則)

第60条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とは協議して定める。

草加市建設工事請負契約約款運用基準

(平成20年6月30日施行)

1 第3条第2項関係

次の場合、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費の内訳書の明示を必要としないものとする。

- (1) 予定価格130万円以内の工事
- (2) 工事請負単価契約
- (3) その他市長が必要ないと認めた場合

2 第4条関係

(1) 建設工事請負契約に係る契約の保証は、当分の間、契約保証金の納付、金融機関若しくは保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による金銭的保証又は履行保証保険契約の締結によるものとし、その選択については、請負者に委ねることとする。

(2) 第1項第3号の「発注者が確実と認める金融機関」とは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合その他貯金の受入れを行う組合とする。

(3) 第1項第3号に規定する保証事業会社が行う保証は、前払金保証の特約条項とされているため、契約の保証を求める場合には、できる限り前払金を実施するものとする。

(4) 請負代金額の増額変更があった場合で、変更後の請負代金額の増額分が変更前の請負代金額の10分の3を超える場合は、契約保証金の金額（金融機関及び保証事業会社の保証の場合並びに公共工事履行保証証券による保証の場合にあつては保証金額、履行保証保険の場合にあつては保険金額をいう。以下同じ。）を変更後の請負代金額の10分の1以上の金額に増額変更するものとする。

(5) 請負代金額の減額変更があった場合で、請負者から当初の契約保証金について減額の希望があったときは、特段の事情がない限り、当初の契約保証金額と変更後の

請負代金額の10分の1にあたる金額との差額の範囲内で減額することができるものとする。なお履行保証保険の場合にあっては、保険金額の減額は行われないこととなっているので、保険金額の減額変更は行わないものとする。

- (6) 工期が限られており、かつ、やむを得ないと認められる場合においては、例外的に公共工事履行保証証券による役務的保証を求めることができるものとする。

3 第10条関係第3項関係

(1) 現場代理人の兼任を認める要件

次の条件をすべて満たす工事であること。ただし、以下の要件を満たした工事等であっても、施工の安全管理等を考慮し、兼任を認めないことがある。

ア 市が発注した工事等であること。（注1）

イ 1件の請負金額が3,500万円未満の工事であること。（注2）

ウ 入札公告又は特記仕様書等で、現場代理人の兼任を認める旨の表記がある工事であること。

（注1）上下水道部発注の工事を含む。

（注2）対象工事が設計変更により、請負金額が3,500万円以上となった場合においては、引き続き、本取扱いを適用する。

(2) 兼任を認める工事等の件数

1人の現場代理人が兼任することのできる工事現場は、2件を上限とする。

(3) 緩和措置の申請方法

現場代理人等の兼務を行う場合は、「配置予定技術者名簿」と併せて様式「現場代理人の常駐規定緩和に関する申請兼承認書」を発注者に提出すること。

(4) 受注者の義務

現場代理人の兼任の承認により、工事現場を離れているときに受注者が負うべき義務は免除されるものではなく、兼任した各現場における安全管理等の徹底に配慮すること。

(5) 連絡体制の確保

兼務を認められた場合には、緊急時において現場に急行できる連絡体制を確保すること。また、現場代理人が一方の工事現場を不在とするときは、現場代理人の代わりに連絡員を選任し、本市との連絡に支障をきたさないようにすること。

(6) 施工管理体制

現場代理人を兼務したことにより現場の体制に不備が生じ、不良な工事等と認められた場合、兼任配置を解除し、併せて当該請負業者に対し工事成績評定への反映を行うとともに、指名停止措置や契約解除等の必要措置を行うことができる。

4 第26条第5項関係

(1) 主要な工事材料

ア 草加市建設工事請負契約約款第26条第5項（以下「単品スライド条項」という。）に規定する「主要な工事材料」は、鋼材類又は燃料油であって、各品目ごとに次式により算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えるものとする。

変動額鋼＝M変更鋼－M当初鋼

変動額油＝M変更油－M当初油

M当初鋼、M当初油＝ $\{p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m\} \times k \times (1 + \text{消費税率})$

M変更鋼、M変更油＝ $\{p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m\} \times k \times (1 + \text{消費税率})$

M変更鋼、M変更油：価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額

M当初鋼、M当初油：価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額

p：設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価

p'：(3)の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価

D：(4)の規定に基づき鋼材類又は燃料油に該当する各材料について算定した対象数量

k：落札率

イ アに規定する「請負代金額」は、請負代金の部分払をした工事にあつては、請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品（以下「出来形部分等」という。）に相応する請負代金相当額を控除した額とする。ただし、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の草加市建設工事請負契約約款（以下、「契約約款」という。）第38条第3項に規定する通知の書面において、(6)の規定により、発注者又は受注者は当該部分払の対象となった出来形部分等を単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合は、請負代金額から部分払の対

象となった出来形部分等に相応する請負代金相当額を控除しない額とする。

(2) スライド額の算定

ア 請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、(1)の規定により当該工事の主要な工事材料とされた鋼材類又は燃料油に該当する各材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。

$$S = (M_{\text{変更鋼}} - M_{\text{当初鋼}}) + (M_{\text{変更油}} - M_{\text{当初油}}) - P \times 1 / 100$$

$$M_{\text{当初鋼}}, M_{\text{当初油}} = \{p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m\} \times k \times (1 + \text{消費税率})$$

$$M_{\text{変更鋼}}, M_{\text{変更油}} = \{p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_n \times D_n\} \times k \times (1 + \text{消費税率})$$

S：スライド額

M変更鋼、M変更油：価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額

M当初鋼、M当初油：価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額

p：設計時点における各対象材料の単価

p'：(3)の規定に基づき算定した価格変動後における各対象材料の単価

D：(4)の規定に基づき各対象材料について算定した対象数量

k：落札率

P：(1)に規定する請負代金額

イ 受注者が各対象材料を実際に購入した際の代金額を鋼材類又は燃料油の各品目ごとに合計した金額（消費税相当額を含む。）を算定し、これら実際の購入金額がアのM変更鋼又はM変更油を下回る場合にあっては、アの規定にかかわらず、アのM変更鋼に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、アのM変更油に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を用いて、アの算式によりスライド額を算定する。

ウ イの「受注者が各対象材料を実際に購入した際の代金額」は、次に定めるとおりとする。

(ア) (5)の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が(4)に規定する対象数量以下である場合は、当該対象材料を受注者が実際に購入した際の代金額。

(イ) (5)の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が(4)に規定する対象数量を上回る場合は、各対象材料ごとに、当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに受注者が実際に購入した際の価格を乗じて得た金額。

(ウ) 燃料油に該当する各対象材料について、(5)ウの規定により、主たる用途以外

の用途に用いた数量を(4)の対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、(3)ア(イ)②の平均価格を乗じて得た金額。

エ スライド額の算定は、主要な工事材料に係る価格の変動分について行うものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。

(3) 価格変動後における単価の算定方法

ア スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価（ p' ）は、次に定めるとおりとする。

(ア) 鋼材類

各対象材料を現場に搬入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を搬入月ごとの搬入数量で加重平均した価格）とする。

(イ) 燃料油

① 各対象材料を購入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を購入月ごとの購入数量で加重平均した価格）とする。

② 各対象材料のうち、(5)ウの規定により、受注者が提出した主たる用途に用いた数量の証明書類に基づいて当該証明に係る数量以外の数量についても(4)の対象数量とすることとしたものにあっては、①の規定にかかわらず、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

イ ア(ア)及び(イ)①に規定する各対象材料の搬入又は購入（以下「搬入等」という。）の月及び数量は、契約約款第13条第2項による工事材料の検査又は確認の際に把握された月及び数量とし、当該検査又は確認の際に搬入等の月及び数量が把握されていない対象材料があるときは、別途の方法で把握した搬入等の月及び数量とする。

(4) 対象数量の算出方法

ア スライド額の算定の対象とする数量（ D ）（以下「対象数量」という。）は、各対象材料ごとに、次に掲げる数量とする。

(ア) 設計図書（営繕工事にあつては、数量書。以下同じ。）に記載された数量が

あるときは、当該数量

- (イ) 数量総括表に一式で計上されている仮設工等にあつては、発注者の設計数量
 - (ロ) 設計図書又は数量総括表に明記されていない燃料油については、発注者の積算において使用材料一覧として集計された数量とする。
 - (エ) その運搬に燃料油を用いる各種資材であつて、燃料油の価格が著しく変動し、請負代金額が不適當となるもの（運搬費用が設計図書に明示されないものに限る。）にあつては、当該運搬に要する燃料油に該当する各対象材料の数量で客観的に確認できるもの
- イ 請負代金の部分払をした工事にあつては、(6)に定めるところにより単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合を除き、アに規定する数量から、部分払の対象となった出来形部分等に係る数量を控除する。
- (5) 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する受注者への確認
- ア 受注者が単品スライド条項の適用を請求したときは、受注者に対し、受注者が各対象材料を実際に購入した際の価格（数量及び単価）、購入先、当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。
 - イ 受注者がアの求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料についてアに規定する事項を確認できない場合には、当該対象材料は、単品スライド条項の対象とはしないものとする。
 - ウ イの規定にかかわらず、燃料油に該当する各対象材料については、当該対象材料の購入価格（数量及び単価）、購入先及び購入時期のすべてを証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認める場合においては、受注者が主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、受注者が証明書類を提出しないことがやむを得ないと認める範囲で、受注者が証明した数量以外の数量についても(4)の対象数量とすることができる。
- (6) 部分払時の取扱
- 契約約款第38条第3項に基づき、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の通知を行うに当たり、対象材料の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不適當となるおそれがあると認めるときは、発注者又は受注者の求めに応じ、当該通知を行う書面に、発注者又は受注者は部分払の対象となった出来形部分等についても単品スライド条項の協議の対象とすることができる旨を記載するものと

する。

(7) 部分引渡し

契約約款第39条の規定に基づく部分引渡しを終えた工事については、当該部分引渡しに係る工事部分については、単品スライド条項を適用することができない。

(8) 請負代金額の変更手続

ア 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が2月以上ある場合に限り、これを行うことができることとする。

イ アに規定する請求があったときは、契約約款第26条第8項の規定に基づき、乙の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を原則「工期末から45日前の日」と定め、これをアの請求があった日から7日以内に受注者に通知するものとする。

ウ この通知に基づく請負代金額の契約変更は、工期の末に行うものとする。

(9) 全体スライドを行う場合の特則

契約約款第26条第1項から第4項までの規定（以下「全体スライド条項」という。）を適用して請負代金額を変更した契約については、(1)ア中「請負代金額」とあるのは「全体スライド条項の適用により変更した後の請負代金額」と、「設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価」とあるのは「設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価（契約約款第26条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と、(2)ア中「設計時点における各対象材料の単価」とあるのは「設計時点における各対象材料の単価（契約約款第26条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と、「請負代金額」とあるのは「請負代金額から契約約款第26条第3項の変動後残工事代金額を控除した額（同項の基準の日以降については、0とする。）」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、平成20年6月30日から施行する。

（適用区分）

- 2 工期の末日がこの基準の施行日以降で平成20年9月30日以前である工事に係る

第2項第8号アの規定の適用については、同規定中「当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が2月以上ある場合」とあるのは「工期満了前であって、かつ、平成20年7月30日までに申請があった場合」と読み替える。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年5月1日から施行する。

埼玉県建設工事標準請負契約約款第26条第5項 (単品スライド条項)運用マニュアル(暫定版)

[改訂履歴]

平成20年 7月 初版作成

平成20年10月 対象資材拡大に伴う改訂

平成26年 4月 消費税率改正に伴う改訂

令和 4年 2月 埼玉県建設工事標準請負契約約款の改正に伴う改訂

(下線部:改定箇所)

令和4年2月

埼 玉 県 総 務 部 入 札 課
県土整備部 建設管理課

目 次

第1章 総論	1
1-1 建設工事標準請負契約約款第26条（スライド条項）の考え方	1
1-1-1 スライド条項及び単品スライド条項の導入経緯	1
1-1-2 スライド条項の趣旨	2
1-1-3 全体スライド条項と単品スライド条項の関係	2
1-2 対象工事	3
1-3 対象品目	3
1-3-1 対象品目の選定の考え方	3
1-3-2 スライド額の算定の対象とする品目	4
1-4 対象工事費の考え方	4
1-5 スライド額算定	5
1-5-1 スライド額算定の方法について	5
1-5-2 出来高部分払いを行った場合の対象数量について	7
1-6 全体スライド条項併用時の特例	7
第2章 鋼材類	9
2-1 対象材料	9
2-1-1 対象材料の考え方	9
2-1-2 その他市場単価の扱いなど	10
2-2 対象数量	11
2-3 受注者への確認事項	12
2-4 単価（実勢価格の算定）	14
2-4-1 変動前の価格の決定方法	14
2-4-2 変動後の実勢価格の決定方法	14
2-4-3 変動後の実勢価格の決定方法	16
2-5 購入価格の評価方法	16
2-6 変動額の算定	16
2-7 計算例	17
第3章 燃料油	18
3-1 対象材料	18
3-2 対象数量	18
3-2-1 対象数量の考え方	18
3-2-2 対象数量の算定方法	19
3-2-3 その他	20
3-3 受注者への確認事項	20
3-4 単価（実勢価格の算定）	21

3-4-1	変動前の価格の決定方法	21
3-4-2	変動後の実勢価格の決定方法	21
3-4-3	変動後の実勢価格の決定方法	22
3-5	購入価格の評価方法	22
3-6	変動額の算定	23
3-7	算出例	23
3-7-1	各種資材の運搬に係る燃料油の算出方法	23
3-7-2	機材運搬に係る燃料油の算出方法	24
3-7-3	直接工事費に計上される運搬費	27
3-7-4	計算事例	28
第4章	その他の品目	29
4-1	対象材料	29
4-2	単価（実勢価格の算定）	29
4-2-1	変動前の価格の決定方法	29
4-2-2	変動後の実勢価格の決定方法	29
第5章	請求等手続き及び提出様式	30
5-1	請求時期	30
5-2	協議の手続き	31
5-3	既成部分検査	31
5-4	部分引き渡しにかかる指定部分の取り扱い	32
(参考資料)		
	単品スライド条項にかかる実施フロー及び様式	33

(注)本資料の取り扱いについて

本マニュアルは、単品スライド条項の運用について発注者の認識の共有化を図るため、埼玉県建設工事を念頭に、一般的な考え方を整理したものである。

また、今後の単品スライド条項の協議の事例等も踏まえ、本内容についても適宜追加・修正を行うとともに、さらに分かりやすいものとする予定である。

第1章 総論

1-1 建設工事標準請負契約約款第26条(スライド条項)の考え方

1-1-1 スライド条項及び単品スライド条項の導入経緯

- ・昭和24年の建設業法の制定に伴い、昭和25年の標準請負契約約款の策定当初から、第25条に物価の変動等による請負代金額の変更(いわゆるスライド条項)が規定。
 - ・現在の第5項の単品スライド条項は、昭和56年に標準請負契約約款に追加。
-
- ・昭和24年の建設業法の制定により建設工事における請負契約関係の片務性の排除と不明確性の是正が明文化されたことに伴い、昭和25年の建設工事標準請負契約約款(昭和47年改正により公共工事標準請負契約約款に改称)制定時より、物価の変動等による請負代金額の変更(いわゆるスライド条項)が規定された。
 - ・その後、規定の明確化や変更が行われ、昭和47年以降は、いわゆる「全体スライド条項」と「インフレスライド条項」が規定されていた。しかし、昭和54、55年にかけて、第二次オイルショックが発生した際、賃金や物価の水準は全体としてはさほどの上昇もなく落ち着いて推移したものの、一部の石油関連資材価格の高騰により建設工事の円滑な実施が危ぶまれる状態に見舞われた。このような物価状況は当時の約款では必ずしも想定されていなかったことから、昭和55年にこのような状況に対応するための暫定措置として工事ごとに「特約条項」を設けて対応した。
 - ・現在の第26条第5項(いわゆる「単品スライド条項」)は、昭和56年にこの「特約条項」が一般化され、公共工事標準請負契約約款に規定されたものである。なお、平成7年までは、特別な要因、主要な工事材料及び請負代金額の算定方法について、設計図書で具体的に指定する旨規定されていたが、あらかじめ設計図書で指定することは不可能であるとして、現在はその規定は削除されている。
 - ・令和元年の公共工事標準請負契約約款改正において、スライド条項は第25条から第26条に改定された。

1-1-2 スライド条項の趣旨

- ・受注者と発注者とは対等との考えのもと、片務性を解消するため、受注者のみに合理的な範囲を超える価格の変動を負担させないとの基本的考え方。

・建設工事は、工期が長期にわたるため、その間の事情の変更に左右されることもあるが、通常合理的な範囲内の価格の変動は契約当初から予見可能なものであるとして請負代金額を変更する必要はないというのが基本的な考え方である。しかし、通常合理的な範囲を超える価格の変動については、契約当事者の一方のみにその負担を負わせることは適当でなく、発注者と受注者で負担を分担すべきものであるとの考え方の下、公共工事標準請負契約約款第26条が規定されているものである。

1-1-3 全体スライド条項と単品スライド条項の関係

- ・全体スライド条項は、請負契約後1年を経過した後に賃金水準や物価水準が変動した場合の中間修正的な変更であるのに対し、単品スライド条項は特定の主要な工事材料の価格が著しく変動した場合の精算的な変更。

- ・全体スライド条項は、請負契約後1年を経過した後に賃金水準や物価水準が変動した場合の諸経費等の変更も含む中間修正的な変更である。
- ・一方、単品スライド条項は、特定の主要な工事材料の価格が著しく変動した場合の精算的な変更である。すなわち、対象となる材料価格の変動のみが請負代金額変更の要素となるものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。
- ・また、単品スライド条項は企業の規模を問わずあらゆる工事を対象とするものであることから、受注者の負担割合は公共工事標準請負契約約款第30条の「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益までは損なわれることがないよう定められた「1%」を採用したものである。なお、全体スライド条項は、1年以上の長期間にわたる工事を対象とする規定であり、比較的大きい建設業者が受注していることが前提になっていることから、受注者の負担すべき割合を1.5%としている。

1-2 対象工事

・当該請求の際に残工期(部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。)が2カ月以上ある工事

・単品スライド条項の対象となる材料の価格が対象となる工事費総額の1%以上変動している工事が、単品スライド条項の適用対象工事となる。

1-3 対象品目

1-3-1 対象品目の選定の考え方

・対象材料は、主要な材料で価格の高騰が見られる鋼材類と燃料油の2品目
・上記2品目に加え、原材料費の高騰などの価格の上昇要因が明確な工事材料(以下「その他の品目」という)

・公共工事標準請負契約約款の第26条第5項では、「主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適當となったとき」とされており、「主要な工事材料」か否かについては、建設資材の価格に著しい影響を与え、又は与えるおそれのある特別な要因や工事の種類、請負代金額中に占める資材費の割合その他の要素を考慮して決めることとされている。

・なお、工事材料は、工場製品を含むものである。

・対象材料については、当初主要な材料で価格の高騰が見られる鋼材類と燃料油の2品目としていたが、原材料費の高騰などの価格の上昇要因が明確な工事材料について、平成20年9月11日に適用を拡大した。

・これらは、通常合理的な範囲を超える価格の変動分を、受注者のみの負担とするのは適切ではないという考え方のもと、単品スライド条項の趣旨を適切に踏まえたことによるものであり、価格変動がある材料すべてが単品スライド条項の適用対象とはならない点に留意が必要である。

・なお、対象となる材料については、受注者から請求があった材料の中から発注者と受注者が協議の上決定するものであり、請求のない材料まで対象とする趣旨ではないことにも留意が必要である。

1-3-2 スライド額の算定の対象とする品目

・各工事においてスライド額の算定の対象となるのは、鋼材類と燃料油の2品目とその他の品目のうち、品目類ごとの増額分が対象工事費の1%を超える品目が対象

- ・全国的な状況から判断して材料価格の変動が著しくかつ工事の総額に及ぼす影響が大きい鋼材類と燃料油の2品目に加え、原材料費の高騰などの価格の上昇要因が明確な工事材料を選定したが、これらの材料を用いる工事のすべてが単品スライド条項の適用対象となるということではない。すなわち、個々の工事において、工事の総額に及ぼす影響が現に大きいことが必要条件となり、品目ごとの変動額が対象工事費の1%を超える場合について、その品目をスライド額の適用対象とする。
- ・つまり、鋼材類と燃料油、その他の品目の増額分の合計額が対象工事費の1%を超えるものを適用対象とするのではなく、鋼材類を例にとれば、その増額分だけで対象工事費の1%を超えている場合には鋼材類が適用対象材料になるという趣旨である。なお、この考え方は燃料油についても同様である。

1-4 対象工事費の考え方

・「対象工事費」とは、部分払を行った出来高部分(特段の規定を設けたものを除く)や部分引渡しを行った部分を、単品スライド条項適用前の最終的な全体工事費から除いたもの。

- ・出来高として既に部分払を行った部分については、特段の条件がない限り、発注者と受注者との間で数量及び額について合意を完了しているものであることから、単品スライド条項の請求対象となる工事においても、その部分まで遡って単品スライド条項を適用できないことには変わりはない。
- ・ただし、通常は、対象材料の価格の高騰により請負代金額が不相当となることが判明する時点、すなわち、工事がかなり進捗した時点で単品スライド条項の適用請求を行うこととなるのが一般的であるため、単品スライド条項の適用請求までの間に部分払が行われることもあり得る。このような場合に対処するため、今後部分払を行う際には、発注者又は受注者からの要請に基づき、部分払を行った分についても今後の単品スライド条項の請求対象とすることができることとしている。
- ・また、部分引渡しを行う部分についてはその部分に係る精算を完了させておく必要があることから、その部分のみを一つの工事として扱い単品スライド条項を適用することとなる。その際の対象工事費は部分引渡しを行う部分に係る工事費となるが、部分払を既に行っている出来高部分(特段の規定を設けたものを除く)が請求対象外となるのは、通常の工事と同様である。
- ・このような考え方は、対象工事費だけでなく、スライド額の算定の対象とする数量についても適用される。

1-5 スライド額算定

1-5-1 スライド額算定の方法について

- ・「スライド額」とは、材料価格の変動に伴う変動額のうち、対象工事費の1%を超える額。
- ・ただし、それぞれの品目ごとの変動後の金額は、実勢価格に基づき算出した額と実際の購入金額とのどちらか低い方とする。

- ・1-3により対象となった鋼材類と燃料油、その他の品目のそれぞれの品目ごとに、その品目に該当する各材料の当初の価格（発注者が設定した実勢単価に数量、落札率を乗じた額）と変動後の価格（実際に当該品目を搬入・購入した期間中の平均的な実勢単価に、数量及び落札率を乗じた額）との差額の合計額（変動額）から、変動前の対象工事費（1-4参照）の1%を差し引いて算出する。
- ・なお、鋼材類と燃料油、その他の品目の品目ごとに算出した変動後の価格よりも、それぞれの品目ごとの実際の購入価格（この場合には落札率は乗じない）の方が低い場合は、実際の購入価格とする。
- ・落札率の扱いについては、通常の設計変更の際に当初設計と設計変更後との額の差額に落札率を乗じて予定価格を算出するのと全く同様である。なお、購入金額が採用される場合に落札率を乗じないのは、既に落札率が乗じられた対象工事費の範囲内で受注者が購入したものにまで落札率を乗じるのは適当ではないとの考えによるものである。

$$\text{スライド額} = \text{鋼材の変動額} + \text{燃料油の変動額} - \text{対象工事費} \times 1\%$$

$$= (M_{\text{変更鋼}} - M_{\text{当初鋼}}) + (M_{\text{変更油}} - M_{\text{当初油}}) - P \times 1/100$$

$M_{\text{当初鋼}}, M_{\text{当初油}}$ （価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額）

$$= \text{設計時点の実勢価格（消費税込）} \times \text{対象数量} \times \text{落札率}$$

$$= \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times (1 + \text{消費税率})$$

$M_{\text{変更鋼}}, M_{\text{変更油}}$ （価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額）

$$= \text{変動後の実勢価格（消費税込）} \times \text{対象数量} \times \text{落札率}$$

$$= \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times (1 + \text{消費税率})$$

※ただし、上記の式に基づき算出した $M_{\text{変更鋼}}, M_{\text{変更油}}$ よりも、実際の購入金額の方が安い場合は、 $M_{\text{変更鋼}}, M_{\text{変更油}}$ は実際の購入金額とする。

p ：設計時点における各対象材料の単価

p' ：搬入・購入時点における各対象材料の実勢単価（搬入・購入時期ごとの数量に応じ、加重平均値。ただし、購入先や購入時期、購入金額等を受注者が証明していない燃料油分については、工事期間の平均値（工期の始期が属す

る月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の
平均価格)。)

D : 各対象材料について算定した対象数量

k : 落札率

P : 対象工事費

(計算例)

計算例1

(消費税込み)

請負代金額		200,000,000		1%相当額	2,000,000
主要材料	各材料	価格変動前 の金額	価格変動後 の金額	変動額	対象の判定
燃料油	軽油	1,000,000	1,200,000	200,000	×
	ガソリン	500,000	600,000	100,000	
	合計	1,500,000	1,800,000	300,000	
鋼材類	異形棒鋼	5,000,000	7,000,000	2,000,000	○
	H形鋼	1,000,000	1,400,000	400,000	
	合計	6,000,000	8,400,000	2,400,000	
スライド額 $S=2,400,000-2,000,000=400,000$					

注) 実勢価格を用いる場合は、変動額に落札率を乗じること

計算例2

(消費税込み)

請負代金額		100,000,000		1%相当額	1,000,000
主要材料	各材料	価格変動前 の金額	価格変動後 の金額	変動額	対象の判定
燃料油	軽油	5,000,000	6,000,000	1,000,000	○
	ガソリン	500,000	600,000	100,000	
	合計	5,500,000	6,600,000	1,100,000	
鋼材類	異形棒鋼	5,000,000	7,000,000	2,000,000	○
	H形鋼	1,000,000	1,400,000	400,000	
	合計	6,000,000	8,400,000	2,400,000	
スライド額 $S=1,100,000+2,400,000-1,000,000=2,500,000$					

注) 実勢価格を用いる場合は、変動額に落札率を乗じること

1-5-2 出来高部分払を行った場合の対象数量について

・既成部分について出来高部分払を行っている場合は、当該既成部分払の対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を設計数量とする。

・出来高部分に係る数量の算出方法は、次のいずれかとする。

A) 出来高部分について再積算を実施して出来高に該当する金額を算出した資料より、出来高部分に該当する数量を算出。

B) 部分払対象となった請負代金額相当額と請負代金額との割合に、対象数量を乗じることで概算的に数量を算出。^{※1}

※1：部分払時の支払い額は、出来高に該当する請負代金額相当額の9割以下とされており、「部分払時の支払額＝部分払対象となった請負代金額相当額」ではないので注意すること。

1-6 全体スライド条項併用時の特例

・全体スライド条項のみによるスライド額を算定の上で、その対象とはならない価格上昇を単品スライド条項で反映することは可能。

・全体スライド条項と単品スライド条項とを併用した期間においては、

- ①単品スライド条項の変動前の単価は全体スライド条項の適用日の単価を用いる
- ②単品スライド条項に係る受注者負担は求めない

・単品スライド条項の発動の可否を判断するために1%を乗じる対象工事費(1-4参照)には、全体スライド条項のスライド額を含む。

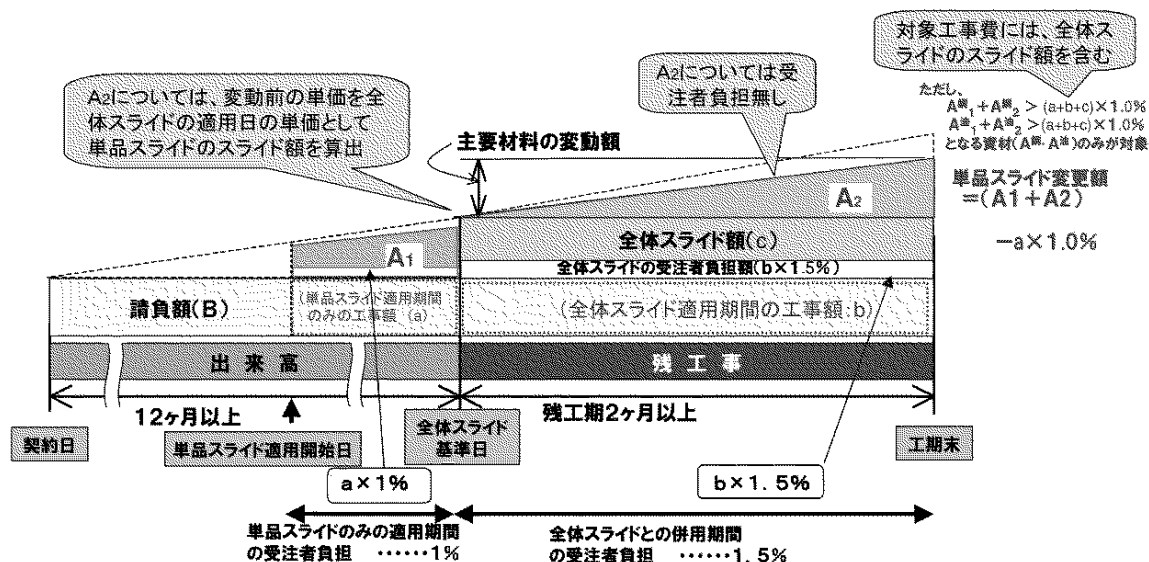
・全体スライド条項は、材料価格を含む物価や賃金等の変動に伴う価格水準全般の変動について対応するものであることから、単品スライド条項の適用となっている材料を含めて、まず全体スライド条項によるスライド額を算出することが基本となる。その上で、全体スライド条項との重複を防止するため、全体スライド条項の対象とした数量については、変動前の単価を全体スライド条項の適用日の単価として単品スライド条項のスライド額を算出することとなる。

・また、全体スライド条項と単品スライド条項とをそれぞれ単独で考えれば、前者においては残工事費の1.5%、後者においては対象工事費の1%、それぞれで受注者の負担が生じることとなる。両スライドのルールをそのままそれぞれ適用した場合には、受注者にリスクを重複して負担させることになり、結果的にリスク負担が過大なものとなる。

・このような過大なリスク負担を回避するため、単品スライド条項のみが適用される期間においては当該期間の工事費の1%を受注者の負担とするが、全体スライド条項と単品スライド条項が併用されている期間においては、全体スライド条項の適用によ

り受注者が負担する残工事費の1.5%をもって既に単品スライド条項に係るリスク負担がなされているとの考え方に基づき、単品スライド条項に係る1%分の負担を求めないこととした。

- ・さらに、1－3で述べたように、単品スライド条項に係る対象工事費は基本的には最終的な全体工事費であり、全体スライド条項と併用した場合の対象工事費は全体スライド条項に係るスライド額を含む変更後の総価となる。



注) 1－4のとおり、単品スライド条項の対象工事費は、最終的な全体工事費から、部分払を行った出来高部分や部分引渡しを行った部分を除いたもの。図中の単品スライド条項適用開始日はそれをわかりやすく表現したもので、通達の発出日ではない。

第2章 鋼材類

2-1 対象材料

2-1-1 対象材料の考え方

- ・H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、鉄鋼二次製品、ガードレール、スクラップ等、鋼材を主材料として構成されている材料を対象にする。
- ・ただし、鋼材類を一部にしか含まないコンクリート二次製品等や、価格変動の要因が鋼材とは異なる非鉄金属は対象としない。

- ・鉄鉱石や石炭等の原材料の高騰を要因として、鋼材の価格が短期間で急激に上昇していることから、鋼材を主材料として構成されている材料を対象としたものであり、具体的には、いわゆる鋼材類(H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭など)の他、鉄鋼二次製品(ロックボルトなど)、鋼材から加工された道路用資材や橋梁用資材の一部(ガードレールやPCより線など)、スクラップなどを対象とする。
- ・しかしながら、鋼材類を一部に含むコンクリート二次製品等については、その中に含まれる鋼材類に係る部分のみを分離して価格を算出することが困難であることから、対象材料とはしない。(しかしながら、設計図面に配筋図等が明記されているなど、その必要数量が明らかになっており、かつ、購入価格、購入先及び搬入時期が証明されること等により変動額の妥当性が客観的に評価できれば、対象材料となる可能性が排除されるものではない。)
- ・なお、非鉄金属(アルミニウム、鉛、金、銀、銅、ニッケル等)は価格変動の要因が鋼材のそれとは異なることもあり、対象としない。

対象材料一覧(例)

品目	品名 (例)	規格 (例)	単位
鋼板	鋼板 (販売)	厚板 無規格 $12 \leq t \leq 25$	t
鋼管杭	鋼管杭	SKK400	t
鋼製矢板	鋼矢板	SY295	t
棒鋼	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD345 D16~25	t
形鋼	H形鋼	広幅 SS400 150×150	t
PC鋼線	PC鋼より線	SWPR7A 7本より線 A種	kg
防護柵	転落防止柵	H=1100 根入長=200(CO建込)4段	m
ライナープレート	ライナープレート(円形)	メッキ仕上げ 3,000mm t=4.0mm	m
鉄鋼二次製品	摩擦接合用高力ボルト(六角)	F10T M22×100	組

2-1-2 その他市場単価の扱いなど

①市場単価

- ・鋼材類を使用し、市場単価を用いて積算している工種において、鋼材に係る材料費が分離できる場合には対象とすることができる。
- ・ただし、材料費が分離できない市場単価でも、設計図書に数量が記載されている場合は対象とすることができる。

- ・工種ごとの単価が示されている市場単価において、鋼材類の材料費が分離できる構成となっている場合は、その材料費の変動に伴う工事価格の変動を把握することが可能であることから、対象とすることができる。
- ・市場単価のうち、構成上、材料費が分離されているものは対象とすることができる。
- ・逆に、市場単価が材料費を分離できない構成となっているものは、材料費のみを別途算出することは不可能であるが、設計図書に鋼材類が明示されている場合は、その数量については対象とすることができる。この場合、市場単価に代えてその材料の実勢価格を変動前、変動後の価格として変動額を算出するものとする。また、購入価格、購入先及び購入時期が証明されることが必要であるのは、市場単価以外の場合と同様である。

②賃料・損料(リース料金)等の取り扱い

- ・鋼材類の賃料・損料についても対象とすることができる。

- ・リース契約の鋼材類についても、同一要因による鋼材の価格上昇に伴って、既にリース料や不足弁償金が増加していることから、購入する場合と同様に対象とすることとする。なお、一度リース契約を結んだものは契約途中でその価格が変更されることはないため、当該材料のリースを始めた月の価格とすること、また、複数の月でリースを開始している場合は、他の材料と同様にその数量に応じて加重平均することにより算出した単価に設計数量を乗じることなど、当初及び変更後の価格の設定については注意が必要である。

2-2 対象数量

- ・鋼材類については、原則、発注者の設計図書の数量を対象とするが、発注者の設計数量の範囲内で、加工によるロス等の数量についても加味することができる。なお、このロス分を対象数量とする場合は、ロス分についてスクラップ等で売却する金額についても適切に処理する。
- ・仮設工など、発注者の設計数量が明示されていない場合は、発注者の設計数量を対象数量とすることができる。

①設計図書に記載された数量がある場合の取り扱い

- ・鋼材類については、原則、数量総括表や図面等、設計図書に明示されている数量を対象数量とする。この数量について受注者が購入価格、購入先及び購入時期について証明できない場合は、当該材料はスライドの対象としない。
- ・また、実際の工場現場では鋼材を加工するためにロスが生じることから、実際に購入した数量のうち、発注者の設計数量（設計図書で明示されている数量×（1+ロス率））までは、対象数量とすることができる。
- ・なお設計数量は、土木積算システムを使用している場合は、使用材料一覧表として材料ごとに集計した結果が出力（資材調書一覧）されている。

証明された数量と対象数量の考え方

証明数量<設計図書の数量	→ 当該材料は対象材料とならない
設計図書の数量≤証明数量≤設計数量	→ 対象材料。対象数量は証明数量
設計数量<証明数量	→ 対象材料。対象数量は設計数量

注) 設計図書の数量: 設計図書(数量総括表や図面等)に記載されている数量

設計数量: 設計図書の数量にロスを加えた数量(積算上の数量)

証明数量: 請負者から証明された数量

- ・このようなロス分(異形棒鋼は除く)については、積算上スクラップとして売却することとなっており、ロス分を計上する場合は、スクラップも対象材料として売却金額の上昇分を計算に含めることにより、変動額を適切に設定することが必要である。このため、ロス分を対象数量とするよう請求があった場合は、発注者は受注者に対してスクラップについても対象材料とするよう申し入れるものとする。協議が成立しない場合は、対象数量の設定方法の見直し(例えば、ロス率が見込まれる対象数量を設計数量ではなく設計図書の数量とする等)や、スクラップを対象材料として単価の適切な設定(スクラップの単価は、実勢価格の工期の平均値と、受注者が当該工事に該当するとして一部提出したスクラップの売却単価の最大値との高い方の値)などの措置を講じることが必要である。

②数量総括表に一式で計上されている仮設工など

- ・数量総括表に一式で計上されている任意仮設については、受注者が必ずしも発注者が想定した工法で実施せず、使用する鋼材類の種類や数量が発注者の想定と異なっていることが通常あり得る。任意仮設について受注者からの請求があった場合は、発注者が仮設として想定した鋼材類についてその設計数量を対象数量とする。

③その他

- ・既成部分払を行っている場合は、当該既成部分払の対象となった出来高部分に係る数量を除いたものを設計数量とする。
- ・価格の下落が見られる材料については、上昇の場合と同一の考え方で、発注者から請負代金額の変更の請求をその材料に対して行うことができるものとする。

2-3 受注者への確認事項

- ・鋼材類は、材料の取引形態に照らし対象数量全量の搬入等の時期、購入先及び購入価格を確認することが可能であるため、それが証明できる納品書、請求書、領収書の提出を受注者に求めること。
- ・提出されない場合は、その材料は単品スライド条項の対象材料としない。

- ・単品スライド条項は、対象とする材料が当初の想定と比べ、実際に購入した時期に著しく価格が変動したために請負代金額の変更をしようとするものであるため、この条項に基づくスライド額の算定に当たっては、実際の購入時期や購入価格が受注者に証明されることが前提となる。
- ・このため、材料の取引形態に照らし数量、価格等の入手実態が明確な鋼材類については、対象数量全量の搬入等の時期、購入先及び購入価格を証明する書類として、納品書、請求書、領収書の全てを提出してもらい、購入実態を的確に把握することが必要である。（ミルシートは鋼材類の品質を証明する書類であり、当該工事で購入した材料の数量等を証明できない場合があるが、当該工事の数量、納品時期が証明できる場合は、納品書に替えることができる。）
- ・下請企業等が購入している場合は、その企業の書類（納品書請求書や領収書）で問題ないが、施工体制台帳等で当該企業がその工事に従事していることを別途確認すること。
- ・必要な証明書類が提出されない場合や提出された書類の信憑性がない場合など、現場への搬入時期等を確認できない材料は単品スライド条項の対象材料としない。これは、品目ごとに実勢価格を用いて算出した変動後の価格と実際の購入価格のどちらか安い方の金額を採用することとしているが（1-5-1参照）、鋼材については購入価格と数量を証明することが可能であるため、実際の購入価格が安い場合でも書類の提出を義務づけることによって、スライド額が実際よりも高いものとなることを回避する意味がある。ここでいう材料とは規格ごとの材料という意味であり、搬入時期

- ・なお、任意仮設に対する請求があり、かつ、受注者の実際の施工が発注者の想定と異なる場合は、受注者の仮設工に必要な他の材料の搬入時期を証明する書類をもって証明できることとする。
- ・また、鋼材類の「搬入」とは、工事現場に直接搬入される場合のみならず、鋼橋製作などのように工場に直接搬入される場合もあるが、その場合の搬入時期は工場に搬入される時期とする。

納品書

〒1000000

東京都千代田区千代田 1-1-1

TEL 03-1234-5678

FAX 03-1234-5679

納品先

〒1000000

東京都千代田区千代田 1-1-1

株式会社

品名	数量	単位	単価	金額	備考
品名1	100	個	1000	100000	
品名2	200	個	2000	400000	
品名3	300	個	3000	900000	
品名4	400	個	4000	1600000	
品名5	500	個	5000	2500000	
品名6	600	個	6000	3600000	
品名7	700	個	7000	4900000	
品名8	800	個	8000	6400000	
品名9	900	個	9000	8100000	
品名10	1000	個	10000	10000000	
合計				36,550,000	

〒1000000

東京都千代田区千代田 1-1-1

納品先

〒1000000

東京都千代田区千代田 1-1-1

株式会社

(請求書の例)

請 求 書									
33606		建設部		殿		00000713			
22		0		発行年月日		得意所 セブンス		株式会社	
請求書No. 019891		支払方法 7/20 30%		日収金 70% 125		日本郵		TEL FAX	
月 日	品 名	品 番	品 目	尺 寸	尺 数	単 価	単 価	単 価	金 額
05/19	7313	SD345	B 13	8.50	52	0.335	71.900		23.805
05/19	7313			10.00	20	0.220	71.900		16.269
合 計						0.555			40.115
工事名 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇									
受取先 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇									

2-4 単価(実勢価格の算定)

2-4-1 変動前の価格の決定方法

・変動前の価格を算出するための単価は、設計時点における単価。

- ・設計時点における単価は、予定価格を算出する際に用いた単価とする。設計変更を実施した場合も同様に変更金額を算出するために用いた単価とし、新規工種については発注者の指示時点の単価とする。
- ・なお、一般的に受注者は、自らが当初想定した金額を根拠に単品スライド条項を請求するものと考えられるが、受注者の想定した金額の妥当性を客観的に証明することは実態上困難であることから、変動前の価格は発注者の想定した金額とする。
- ・ただし、単価合意を実施し、その内訳として材料の単価が予め提出されている場合は、その単価を変動前の単価とすることができる。

2-4-2 変動後の実勢価格の決定方法

- ・価格変動後の価格の算定に用いる実勢単価は、対象材料が現場に搬入された月の物価資料等の価格。
- ・物価資料等に掲載されていない材料は、原則個別の実取引価格(受注者の購入価格)を実勢価格とするが、必要に応じ購入価格の妥当性を確認すること。

①物価資料等により実勢価格を設定する場合

- ・鋼材類の販売形態は、「店売り」といわゆる「ひも付き」に区分され、それぞれ物価資料等に掲載されている。
- ・ひも付きの鋼材類の場合、一般的に鉄鋼メーカーから現場や工場に納入される2ヶ月前におおむね購入契約が行われていることから、その結果は現場に搬入された月と同月の物価資料等の実勢価格として掲載されている。
- ・一方、店売りの場合は、納入の概ね1ヶ月以上前に購入契約は完了しており、その結果は現場に搬入された月と同月の物価資料等の実勢価格として掲載されている。

時期	6月	7月	8月
資材調達 (ひも付き)	● 契約 (価格決定)		現場搬入
資材調達 (店売り)		● 契約 (価格決定)	現場搬入
価格調査 の流れ	調査期間		8月号

②特別調査や見積り等による場合

- ・当初積算が特別調査や見積りによる材料など、既存の物価資料等に価格が掲載されていない場合は、過去の価格に遡って特別調査や見積りを実施することが困難であることから、個別の実取引価格(受注者の購入価格)を実勢価格とすることを原則とする。しかし、取引の実態と乖離した高い価格を請求されることを回避するため、実際の購入価格が著しく高いと思われる場合など、必要に応じて、類似品目の材料との価格の比較や調査機関への問い合わせを行うなどにより、価格の妥当性を確認するものとする。

2-4-3 変動後の実勢価格の決定方法

・月ごとの搬入数量に応じて加重平均して算出した価格に、対象数量を乗じて算出。

・価格変動後の価格を算定する場合には、各月ごとの数量が必要となるが、購入時期までを拘束していない設計書の性格上、発注者は対象数量の月ごとの内訳を想定することが困難である。このため、受注者が実際に材料を購入した状況に応じ、複数の月に現場に対象材料が搬入された場合については、加重平均により平均的な単価を決定し、対象数量を乗じて、変動後の価格を算出することとする。

・このような手法を採用するのは、対象数量と購入数量が同じであればどちらの数量を用いても結果に変わりはないが、対象数量と購入数量が異なる場合でも的確に変動後の価格を算出できるようにするためである。

2-5 購入価格の評価方法

- ・対象材料における購入数量が対象数量と同数の場合は、実際の購入金額。
- ・購入数量が対象数量以上の場合は、実際の購入金額×対象数量÷購入数量。

・鋼材類については、対象材料となる場合は、対象数量以上の数量の搬入時期等が証明された場合である。対象数量と購入数量が同数の場合の購入金額は受注者が実際に購入した金額そのものとする。しかし、購入数量が対象数量以上の場合は、実際の購入金額のうち、スライド額の算定の対象に出来る対象数量にかかる部分のみを購入したと考えた場合の金額である。

2-6 変動額の算定

- ・1-5の算定式に基づき、変動額を算出する。

$$\text{変動額} = (M_{\text{変更鋼}} - M_{\text{当初鋼}})$$

$M_{\text{当初鋼}}$ (価格変動前の鋼材類の金額)

$$\begin{aligned} &= \text{設計時点の実勢価格 (消費税込)} \times \text{対象数量} \times \text{落札率} \\ &= \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

$M_{\text{変更鋼}}$ (価格変動後の鋼材類の金額)

$$\begin{aligned} &= \text{変動後の実勢価格 (消費税込)} \times \text{対象数量} \times \text{落札率} \\ &= \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

※ただし、上記の式に基づき算出した $M_{\text{変更鋼}}$ よりも、実際の購入金額の方が安い場合は、 $M_{\text{変更鋼}}$ は実際の購入金額とする。

p : 設計時点における各対象材料の単価
 p' : 搬入時点における各対象材料の実勢単価
 D : 各対象材料について算定した対象数量
 k : 落札率
 P : 対象工事費

2-7 計算例

(落札率 95%、消費税率 10%の工事の場合)

設計単価(円)	70,000
設計図書の数値(t)	100

	4月	5月	6月
各月の実勢価格(円)	74,000	78,000	83,000
搬入又は購入時の価格(円)	71,000	75,000	78,000
搬入または購入時の数量(t)	20	30	50

○価格変動前の金額: $M_{\text{当初鋼}}$

$$= \text{設計時点の実勢価格} \times \text{対象数量} \times \text{落札率} \times (1 + \text{消費税率})$$

$$70,000 \times 100 \times 0.95 \times 1.10 = 7,315,000$$

○価格変動後の金額: $M_{\text{変更鋼}}$

$$= \text{搬入月の実勢価格(加重平均)} \times \text{対象数量} \times \text{落札率} \times (1 + \text{消費税率})$$

$$((74,000 \times 20 + 78,000 \times 30 + 83,000 \times 50) / (20 + 30 + 50))$$

$$\times 100 \times 0.95 \times 1.10 = 8,328,650$$

○実購入額 $(71,000 \times 20 + 75,000 \times 30 + 78,000 \times 50) \times 1.10 = 8,327,000$

※この場合は、価格変動後の金額 $M_{\text{変更鋼}}$ は、実購入額を採用

○変動額 $M_{\text{変更鋼}} - M_{\text{当初鋼}} = 8,327,000 - 7,315,000 = 1,012,000$

第3章 燃料油

3-1 対象材料

・ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油 とする。

・該当する材料は、ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油の5材料とする。なお、例えば潤滑油など燃料油でないものは対象材料とはしない。

3-2 対象数量

3-2-1 対象数量の考え方

・発注者の設計数量(V)を基本とする。
・設計数量(V)に含まれていない、現着単価で設定されている資材や機械の運搬に要する燃料についても、その数量の妥当性が客観的に確認できるものは対象数量とすることができる。

①発注者の設計数量(V)にカウントされている数量(発注者の設計数量(V)内)

・燃料油については設計図書に明示していないが、発注者の積算において、現場場内の建設機械や場外への運搬のためのダンプ等が稼働する際に必要な燃料油等として計上されている設計数量(V)を基本とする。
・なお設計数量(V)は、土木積算システムを使用している場合は、使用材料一覧表として材料ごとに集計した結果が出力(資材調書一覧)されている。

②発注者の設計数量(V)にカウントされていない数量

・現場に搬入される資材(現着単価で設定されている骨材・生Co・As合材等)や機械等(建設機械・仮設材・桁等(積算上、共通仮設費(率計上部分を含む)として計上されているものを含む)の運搬過程において燃料油が使用されている。この場合、燃料油価格が分離できない構成で現着の単価や運搬費に含まれているため、対象数量とするためには、その中から燃料油に係る価格等の妥当性について発注者が客観的に確認できることが必要である。つまり、この数量については、価格等の妥当性が証明されることを条件としており、設計数量(V)に含まれている数量とは異なり、証明されないものは対象数量とならない。

○発注者の設計数量(V)内

①現場場内建設機械(場外への運搬ダンプ等を含む)に使用した燃料類

○発注者の設計数量(V)外

②現着単価で設定されている各種資材(骨材・生Co・As合材等)の運搬に要した燃料類

③共通仮設費(率及び積上げ)に含まれる建設機械等(建設機械・仮設材等)の運搬及び分解・組立に要した燃料類

3-2-2 対象数量の算定方法

- ・使用した燃料油のうち、主たる用途分については、受注者から購入時期や購入先、購入価格等を確認できる書類の提出がなされるものと考えられる。しかしながら、燃料油の使用形態は、非常に多岐にわたる機械で使用されるものであり、設計数量(V)の全数量に対して証明書類を求めるのは現実的ではないことから、設計数量(V)内としてカウントされている数量については書類による証明がなくとも単品スライド条項の対象数量とすることができる。

○設計数量(V)内の①のうち、主たる用途に用いた数量として、受注者からの証明がなされた数量 (V1)

※ただし、証明された数量(V1)が設計数量(V)を超えている場合は、 $V1 = \text{設計数量}(V)$ とする。なお、この場合、 $V2 = 0$

○設計数量(V)内の①のうち、主たる用途以外に用いた数量として、受注者からの証明がなされなかった数量 (V2)

※V2は受注者の算出した概算数量でよい。

ただし、 $[V1 + V2 \leq \text{設計数量}(V)]$ の範囲内の数量とする。

○設計数量(V)外の②・③の燃料油数量 (V3)

・3-7「資材運搬に係る燃料油の算出方法」・「機材運搬に係る燃料油の算出方法」により、各々算出した数量の合計値(V3)を対象数量とする。

ただし、上記の合計値(V3)と、受注者の購入数量(証明がなされた数量)を比較し、購入数量が小さい場合は購入数量を対象数量とする。

3-2-3 その他

- ・既成部分払を行っている場合は、当該既成部分払の対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を対象数量とする。

3-3 受注者への確認事項

- ・受注者は、請求しようとするスライド対象材料ごとに、上記の対象数量の区分(①～③)ごとに購入数量・購入価格等に係る書類を提出することが必要。
- ・必要な書類が提出されない場合など具体的な証明がなされない場合には、対象とはならない。

①発注者の設計数量(V)内の燃料油(現場内建設機械(場外への運搬ダンプ等を含む)に使用した燃料油)

- ・購入した燃料類の「購入数量・購入価格・購入時期・購入先」、及び「購入数量を使用した建設機械と実工程上の整合性」を証明する書類
- ・尚、やむを得ない理由により証明書類が提出できない「主たる用途以外に用いた数量(V2)」については、概算数量計算書 [様式-3-1]

この「主たる用途以外に用いた数量」とは、そもそも燃料油は非常に多岐にわたる機械で使用されているものであり、全数量について書類の提出を求めることは現実的ではないため、厳格に用途ごとの数量の証明を義務づけることを意図したものではないことに留意されたい。このため、そもそも受注者として保存すべき書類として扱っていなかったため保存していない等のやむを得ない理由で書類が提出出来ない場合は、概算数量計算書を提出して貰うことでよい。

②発注者の設計数量(V)外の現着単価で設定されている各種資材(骨材・生Co・As合材等)の運搬に要した燃料油

- ・購入した資材ごとに「購入数量・購入価格・出荷元・搬入時期」、及び「運搬費の内燃料代」を証明する書類 [様式-3-2]

③発注者の設計数量(V)外の共通仮設費(率及び積上げ)に含まれる建設機械等(建設機械・仮設材等)の運搬及び分解・組立に要した燃料油

- ・運搬した機材ごとに「運搬機械・出荷元・運搬時期・運搬距離」及び「運搬費用」、「運搬費の内燃料代」を証明する書類 [様式-3-3]

3-4 単価(実勢価格の算定)

3-4-1 変動前の価格の決定方法

・変動前の価格を算出するための単価は、設計時点における単価。

- ・設計時点における単価は、予定価格を算出する際に用いた単価とする。設計変更を実施した場合も同様に変更金額を算出するために用いた単価とし、新規工種については発注者の指示時点の単価とする。設計変更を行った場合、特に燃料油は、同じ材料でも複数の時点の単価が設定されている場合が多いので注意が必要である。
- ・鋼材類の場合と同様に、原則、変動前の単価は発注者の想定した単価とするが、単価合意を実施しており、その内訳として材料の単価が予め提出されている場合は、その価格とすることができる。

3-4-2 変動後の実勢価格の決定方法

- ・証明書が提出された対象数量に関する価格変動後の価格の算定に用いる実勢単価は、対象材料を購入した月の翌月の物価資料等の価格。
- ・証明書が提出されていない場合には、工事期間の平均値(工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格)

- ・燃料油は、鋼材類とは異なり、契約と購入がほとんど同時期に行われるものであるため、現場で購入した翌月の物価資料等に実勢価格として掲載されている。

時期	6月	7月	8月
資材調達			
価格調査の流れ			8月号

- ・購入時の実勢価格は対象材料を購入した月の翌月の物価資料等の価格であることから、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格は、工期の始期が属する月の翌々月から工期末が属する月の前月までの各月における物価資料に掲載されている価格を平均して算出する。

対象数量と単価の決定方法について

	発注者の設計数量 (V)	発注者の設計数量外	単価の決定方法 (P')
証明書類の提出により、証明された数量	対象数量①の(V1) ※実際の証明数量が設計数量以上の場合: $V1=V$	対象数量 ②・③ (V3))	各月の購入数量と実勢価格による加重平均とする
やむを得ない理由により証明書類が提出されない数量	対象数量①の(V2) $V2=V-V1$ ※実際の証明数量が設計数量以上の場合: $V2=0$		契約の翌月から工期末の前々月までの実勢価格の平均とする

※実勢価格：購入月の翌月の「物価資料等」の価格

3-4-3 変動後の実勢価格の決定方法

・設計数量内の証明された対象数量(V1)及び設計数量外の資材や機材等の運搬に係る実際の燃料油に係る対象数量(V3)にそれぞれの購入数量に応じて加重平均処理された単価を乗じたものと、証明されていない対象数量(V2)に工事期間中の平均単価を乗じたものとを合計して、変動後の実勢価格を決定。

- ・燃料油について、3-2のとおり様々な対象数量の設定方法があるため、その数量に応じて設定した単価をそれぞれの数量に乗じて合計額を算出する。
- ・なお、V1、V2、V3が混在する場合、それぞれの数量にあたる価格を加重平均し、対象数量を乗じて算出することと同意義である。

3-5 購入価格の評価方法

・証明された購入数量が、3-2-2の対象数量(V1およびV3)以上であった場合は、実際の購入金額のうち、対象数量分のみの金額とする。

・証明されなかった数量(V2)については、3-4-2に基づき、発注者と同様に、工事期間の平均価格(契約の翌月から工期末の前々月迄の実勢価格の平均価格)にV2を乗じた額とする。

- ・受注者によって証明された購入数量が対象数量以上であった場合は、実際の購入金額のうち、スライド額の算定の対象に出来る対象数量のみを購入したと考えた場合の金額を購入金額とすることは、鋼材類と同様である。

- ・証明されなかった数量については、受注者もその単価を明確に把握しているとはいえないため、単価は発注者が設定する手法と同等の手法にて算出することとする。

3-6 変動額の算定

・1-5の算定式に基づき、変動額を算出する。(鋼材類と同様)

$$\text{変動額} = (M_{\text{変更油}} - M_{\text{当初油}})$$

$M_{\text{当初油}}$ (価格変動前の燃料油の金額)

$$= \text{設計時点の実勢価格 (消費税込)} \times \text{対象数量} \times \text{落札率}$$

$$= \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times (1 + \text{消費税率})$$

$M_{\text{変更油}}$ (価格変動後の燃料油の金額)

$$= \text{変動後の実勢価格 (消費税込)} \times \text{対象数量} \times \text{落札率}$$

$$= \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times (1 + \text{消費税率})$$

※ただし、上記の式に基づき算出した $M_{\text{変更油}}$ よりも、実際の購入金額の方が安い場合は、 $M_{\text{変更油}}$ は実際の購入金額とする。

p : 設計時点における各対象材料の単価

p' : 搬入・購入時点における各対象材料の実勢単価

D : 各対象材料について算定した対象数量

k : 落札率

P : 対象工事費

3-7 算出例

3-2-2に記載したとおり、下記の方法により算出した資材や機材等の運搬に係る燃料油の合計値(V3)よりも、該当する資材や機材等の運搬に係る実際の燃料油の購入数量の方が少ない場合は、V3は実際の購入数量とする。

3-7-1 各種資材の運搬に係る燃料油の算出方法

- ・各種資材とは、当該工事において実勢価格が変動している主な資材である。
- ・資材運搬に係る燃料費の購入数量・購入時期・購入先・購入価格が証明されたものを対象とする。その際には、下記の計算式より対象数量を算出する。

$$Q = L \div S \times (P \times K) \div N1 \times N$$

() の計算結果を有効数字第3位で四捨五入し、有効数字2桁

Q: 燃料油数量(ℓ)

L: 運搬距離(km) ※片道

【プラント及び工場等から現場までの距離】

S: 規制速度(km/h)

【各々で算出】

P: 運搬機械の機関出力(kw)

【土木工事標準積算基準書建設機械等損料算定表 参照】

K: 時間当りの燃料消費率(ℓ/kw-h)

【土木工事標準積算基準書原動機燃料消費量 参照】

N1: 運搬車1台当り資材数量(単位) 【積載量÷資材単位体積当たり重量】

N: 搬入数量(単位)

【対象数量】

※運搬距離については、適正と認められる範囲内の距離とする。

【計算例】

資材：再生骨材（40mm 級）現場着価

運搬機械：10tダンプトラック

L：運搬距離(km) ※片道

S：規制速度(km/h)

P：運搬機械の機関出力(kw)

K：時間当りの燃料消費率(ℓ/kw-h)

N1：運搬車1台当り資材数量(m3)

N：搬入数量(m3)

5	km
40	km /h
246	kw
0. 050	ℓ/kw-h
4. 6	m3
5, 000	m3

$$Q=L \div S \times (P \times K) \div N1 \times N$$

$$Q=5 \div 40 \times (246 \times 0. 05) \div 4. 6 \times 5, 000=1, 630 \text{ ℓ}$$

3-7-2 機材運搬に係る燃料油の算出方法

① 共通仮設費に計上される運搬費

○ 共通仮設費率に含まれる運搬費 …… 単品スライド条項対象

○ 積上げ項目による運搬費 …… 単品スライド条項対象

1) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬

◇ 一般貨物運送事業の貸切り運賃表より積算していることから燃料量を抽出することが出来ないため燃料消費量より算出する。

2) 仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板等）の運搬

◇ 基本運賃表より積算していることから燃料量を抽出することが出来ないため燃料消費量より算出する。

3) 重建設機械の分解、組立及び輸送に要する費用

◇ 運搬費等の率（労務費・クレーン運転費の〇〇%）より積算していることから燃料量を抽出することが出来ないため燃料消費量より算出する。

運搬費の燃料費で購入数量・購入時期・購入先・購入価格が証明されたものが対象。

下記の計算式より対象数量を算出する。

$$Q=L \div S \times (P \times K) \times N$$

() の計算結果を有効数字第3位で四捨五入し、有効数字2桁

Q: 燃料油数量(ℓ)
 L: 運搬距離(km) ※片道(往復) 【基地から現場までの距離】
 S: 輸送速度 30(km/h) 【土木工事標準積算基準書共通仮設費(運搬費) 準用】
 P: 運搬機械の機関出力(kw) 【土木工事標準積算基準書建設機械等損料算定表 参照】
 K: 時間当りの燃料消費率(ℓ/kw-h) 【土木工事標準積算基準書原動機燃料消費量 参照】
 N: 搬入搬出 (回) 【搬入搬出回数】
 運搬車両台数 (台) 【運搬車両台数】

② 共通仮設費率に含まれる運搬費
 運搬距離の起算点は各市町村の役場とする。

【計算例】

建設機械: バックホウ0.8m³(運搬機械: 20t積トレーラ)

L: 運搬距離(km) ※片道	15	km
S: 輸送速度 30(km/h)	30	km /h
P: 運搬機械の機関出力(kw)	235	kw
K: 時間当りの燃料消費率(ℓ/kw-h)	0.075	ℓ/kw-h
N: 搬入搬出 2(回)	2	回

$$Q = L \div S \times (P \times K) \times N$$

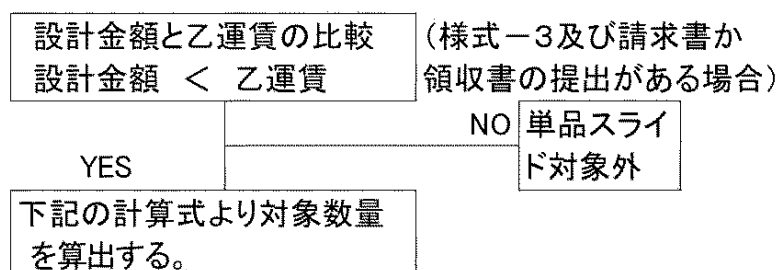
() の計算結果を有効数字第3位で四捨五入し有効数字2桁

$$Q = 15 \div 30 \times (235 \times 0.075) \times 2 = 18 \text{ ℓ}$$

③ 積上げ項目による運搬費

- 1) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬
- 2) 仮設材(鋼矢板、H形鋼、覆工板等)の運搬

運搬費の燃料費で購入数量・購入時期・購入先・購入価格が証明されたものが対象



【計算例】

建設機械:路面切削機(運搬機械:30t積トレーラ)

L:運搬距離(km) ※片道	100	km
S:輸送速度 30(km/h)	30	km/h
P:運搬機械の機関出力(kw)	235	kw
K:時間当りの燃料消費率(ℓ/kw-h)	0.075	ℓ/kw-h
N:搬入搬出 2(回)	2	回

$$Q=L \div S \times (P \times K) \times N$$

() の計算結果を有効数字第3位で四捨五入し有効数字2桁

$$Q=100 \div 30 \times (235 \times 0.075) \times 2 = 120 \text{ ℓ}$$

【計算例】

仮設材:H形鋼(運搬機械:20t積トレーラ)

L:運搬距離(km) ※片道	90	km
S:輸送速度 30(km/h)	30	km/h
P:運搬機械の機関出力(kw)	235	kw
K:時間当りの燃料消費率(ℓ/kw-h)	0.075	ℓ/kw-h
N:台数 5(台) × 2(搬入搬出)	10	台

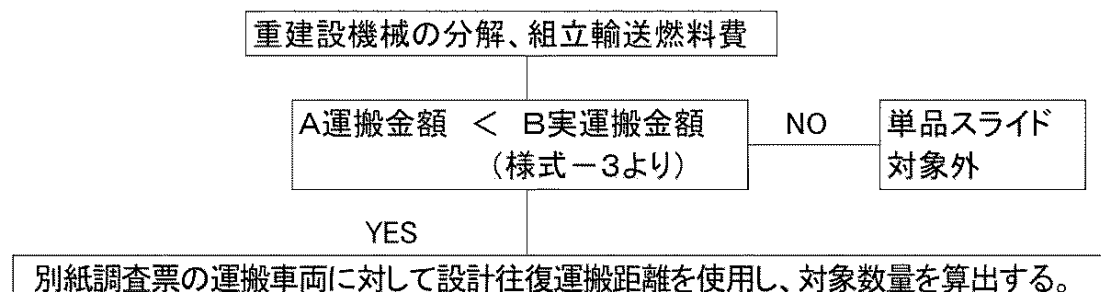
$$Q=L \div S \times (P \times K) \times N$$

() の計算結果を有効数字第3位で四捨五入し有効数字2桁

$$Q=90 \div 30 \times (235 \times 0.075) \times 10 = 540 \text{ ℓ}$$

④重建設機械の分解、組立及び輸送に要する費用

運搬費の燃料費で購入数量・購入時期・購入先・購入価格が証明されたものが対象



運搬金額=(労務歩掛(特殊作業員) × 労務単価(特殊作業員)
 + クレーン運転歩掛 × 労務単価(クレーン運転手)) × 運転費率
 詳細は、土木工事標準積算基準書共通仮設費(運搬費)参照

【計算例】

◇重建設機械の分解、組立(ブルドーザ21t級以下)

◇運搬車両(セミトレーラ 20t・トラック 4t)

L:運搬距離(km)※ 往復	66	km
S:輸送速度 30(km/h)	30	km/h
P:運搬機械の機関出力(kw)	235	kw(セミトレーラ 20t)
	137	kw(トラック 4t)
K:時間当りの燃料消費率(ℓ/kw-h)	0.075	ℓ/kw-h(セミトレーラ)
	0.05	ℓ/kw-h(トラック)
N:運搬車両台数(台)	1	台

$$Q=L \div S \times (P \times K) \times N$$

() の計算結果を有効数字第3位で四捨五入し有効数字2桁

$$Q=66 \div 30 \times (235 \times 0.075) + 66 \div 30 \times (137 \times 0.05) = 55 \text{ ℓ}$$

3-7-3 直接工事費に計上される運搬費

①鋼桁、門扉、工場製作品の運搬

・鋼橋工場製作輸送費に示す回帰式より積算していることから、燃料量を抽出することとはできないため、燃料消費量より算出する。(算出は機材運搬に準ずる)

②支給品及び現場発生品の運搬

・対象数量に含まれている。(歩掛積算)

(進) 租 稅 率 10% (出)

(進) 租 稅 率 10% (出)

[illegible]

「個人数量(証明済み)」の合計数量が総計数量を超過している場合は、「個人数量(未証明)」については計上できない。

[illegible][illegible][illegible]

第4章 その他の品目

4-1 対象材料

・鋼材類又は燃料油以外で、原材料費の高騰など価格の上昇要因が明確な主要工事材料とする。

・当該工事材料の価格上昇要因について十分把握するものとし、その要因が明らかなものについて、品目ごとに算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えることが確認できたものとする。

4-2 単価(実勢価格の算定)

4-2-1 変動前の価格の決定方法

・2-4-1 鋼材類の変動前の価格の決定方法に準じる。

4-2-2 変動後の実勢価格の決定方法

・価格変動後の価格算定に用いる実勢単価は、対象材料ごとの価格調査期間を確認した上で、その結果が掲載された月の物価資料等の価格。

・「その他の品目」について、対象材料ごとに取引形態や価格調査期間が異なるため、その実勢価格が掲載される月の物価資料等を確認する。

・「その他の品目」について、単品スライド条項を適用しようとする場合には、事前に県土整備部建設管理課と協議すること。

第5章 請求等手続き及び提出様式

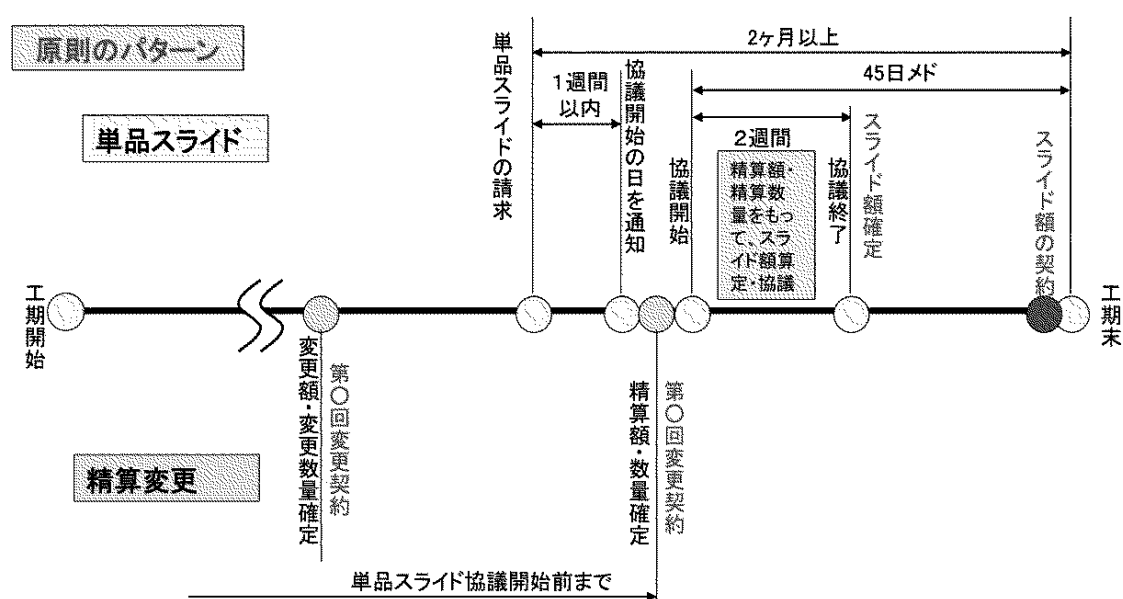
5-1 請求時期

・工期末の2ヶ月前までに請求を行う。

- ・単品スライド条項の請求は、工期内に必要な協議期間及び契約変更手続きに要する期間が確保できるよう、工期末の2ヶ月前までを原則とする。
- ・協議開始から協議終了までの期間として14日間を確保することが一般的であるが、工期末の直近で請求があった場合など十分な協議期間が確保できないことも考えられることから、協議期間については、発注者と受注者が協議の上、適切に措置する必要がある。

5-2 協議の手続き

- ・スライド額の算定にあたって、「対象工事費・対象数量」は、「最終的な全体工事費・契約数量」をもって行うことが原則であることから、協議開始日までに、スライド分を除く精算変更をすることが望ましい。(原則)
- ・その後、発注者と受注者が協議の上でスライド額を確定し、契約により最終請負代金額を確定させる。



- ・しかしながら、最終的な数量の確定までに期間を要する場合などこれによりがたい場合も想定されるが、その場合は、受注者とも十分調整の上実施すること。

5-3 既成部分検査

- ・既成部分検査時に、要請がある場合、単品スライド条項を適用することができる旨を記載するものとする。

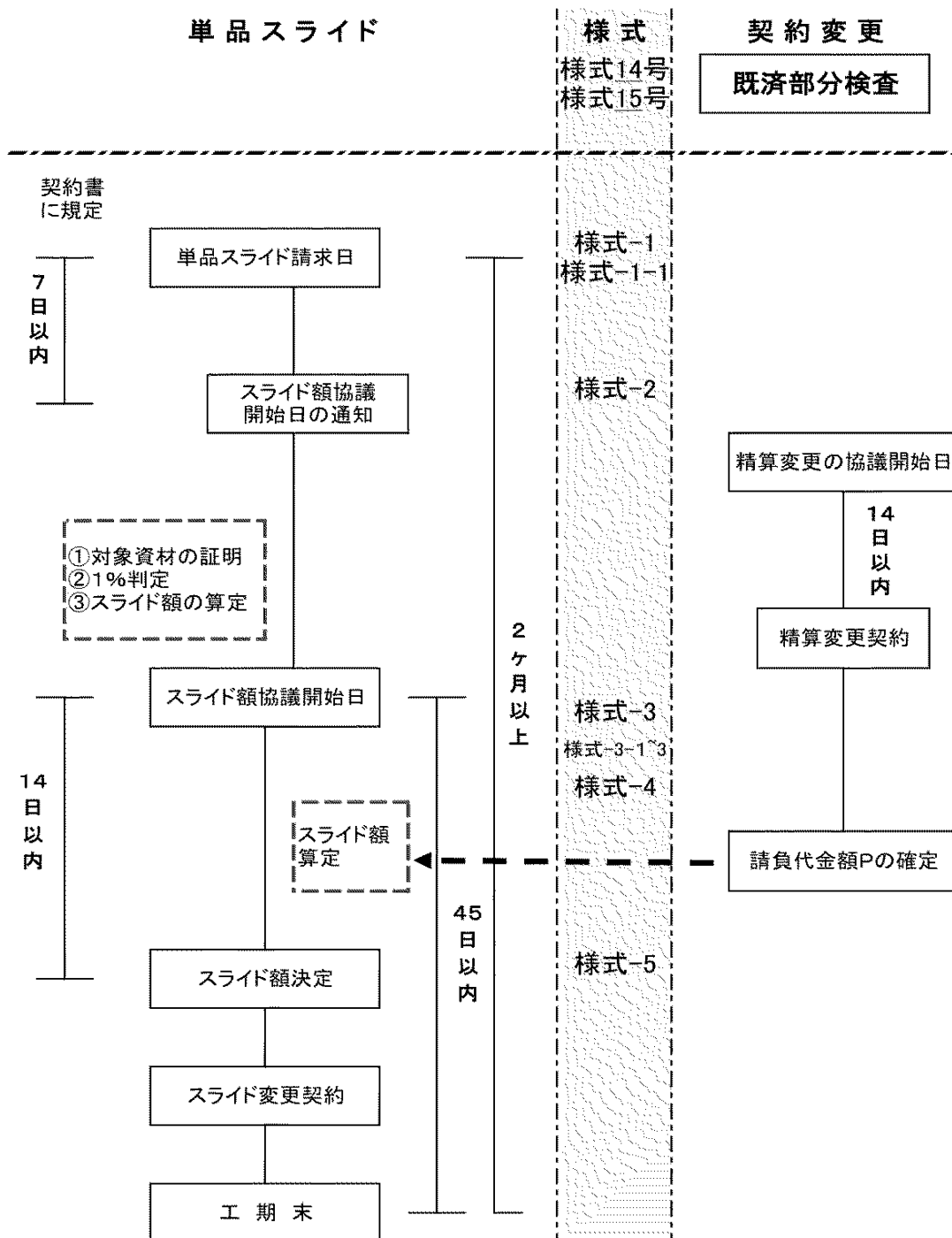
- ・既成検査を実施する場合は、その部分について受注者がスライド適用の請求対象としていた旨の要請がある場合は、出来高部分の確認を発注者に請求する際、その旨を「請負工事既成部分検査請求書」に併せて記載する。(様式14号)
- ・また、発注者は既成部分検査結果通知書に単品スライド条項の請求対象となる旨を記載する。(様式15号)
- ・なお、その場合、以降の工事は単品スライド条項の請求対象となる。(それ以降の既成部分検査結果通知書に単品スライド条項の請求対象となる旨を記載する)

5-4 部分引渡しにかかる指定部分の取り扱い

・部分引渡しを行う「指定部分」は、指定部分の工期の2ヶ月前までに請求。

・部分引渡しを行う指定部分については、その部分のみを対象に単品スライド条項が適用されるため、指定部分の工期2ヶ月前までに単品スライド請求を行う。

単品スライド条項に伴う実施フロー及び様式



(様式－１)

(標準請負契約約款第 26 条第 5 項関係)

様式－１

単品スライド条項に基づく請負代金額の変更請求書

年 月 日

(宛先)
発注者

住所

受注者

氏名

下記工事について、契約当初に比べて工期内に主要な工事材料の価格に変更が生じたので、埼玉県建設工事標準請負契約約款第26条第5項の規定により請負代金額の変更を請求します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
請負代金額	金 円
請 求 す る 主要資材名	(請求する工事材料を具体的に記載)
変更請求概算額	金 円

※請求の際には、変更請求概算額およびその概算額計算書を作成し、提出すること。

なお、今回の請求はあくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題ない。

請負代金額変更請求額概算計算書

(宛先)
発注者

受注者
商号又は名称
代表者氏名

工事請負契約書第26条第5項に基づく請負代金額の変更請求額の内訳は、下記のとおりです。

工 事 名				記						
品 目	規 格	単位	数量	当初単価	当初想定金額	購入単価	購入金額	購入年月	差額	備 考
記載例										
○鋼	○	t	○○.○	○○,○○○	○○○,○○○	○○,○○○	○○○,○○○	R〇年〇月	○○○,○○○	
○鋼	○	t	○○.○	○○,○○○	○○○,○○○	○○,○○○	○○○,○○○	R〇年〇月	○○○,○○○	
			○○○.○	○○,○○○	○○○,○○○	○○,○○○	○○○,○○○		○○○,○○○	R〇年〇月 計
○鋼	○	t	○○.○	○○,○○○	○○○,○○○	○○,○○○	○○○,○○○	R〇年△月	○○○,○○○	
○鋼	○	t	○○.○	○○,○○○	○○○,○○○	○○,○○○	○○○,○○○	R〇年△月	○○○,○○○	
			○○○.○	○○,○○○	○○○,○○○	○○,○○○	○○○,○○○		○○○,○○○	R〇年△月 計
○鋼 計	○	t	○○.○	○○,○○○	○○○,○○○	○○,○○○	○○○,○○○		○○○,○○○	○鋼合計
鋼材類 合計					○○○,○○○		○○○,○○○		○○○,○○○	
□油	○	L	○○○	○○.○	○○,○○○	○○.○	○○,○○○	R〇年△月	○○,○○○	
□油	○	L	○○○	○○.○	○○,○○○	○○.○	○○,○○○	R〇年△月	○○,○○○	
			○○○	○○.○	○○○,○○○	○○.○	○○○,○○○		○○○,○○○	R〇年△月 計
□油 計	○	L	○○○	○○.○	○○,○○○	○○.○	○○,○○○		○○,○○○	□油合計
△油	○	L	○○○	○○.○	○○,○○○	○○.○	○○,○○○	R〇年□月	○○,○○○	
△油	○	L	○○○	○○.○	○○,○○○	○○.○	○○,○○○	R〇年□月	○○,○○○	
			○○○	○○.○	○○○,○○○	○○.○	○○○,○○○		○○○,○○○	R〇年□月 計
△油 計	○	L	○○○	○○.○	○○,○○○	○○.○	○○,○○○		○○,○○○	△油合計
燃料油 合計					○○○,○○○		○○○,○○○		○○○,○○○	
変動額									○○○,○○○	
単品スライド請求額									○○○,○○○	

(注)

- 購入先、購入単価、購入数量等を証明出来る場合は、その資料(納品書等)を添付の上、併せて監督職員に提出すること。
証明できない場合は、概算数量を記載の上、その算出根拠を記した書類を提出すること。
- 対象材料は、品目毎および購入年月毎にとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、複数枚になってもよい。
- 変動額から受注者の負担額を差し引いて、単品スライド請求額を算出する計算過程を、別紙に記載すること。

(様式-2)

(標準請負契約約款第 26 条第 8 項関係)
様式-2

スライド額協議開始日通知書

年 月 日

様

発注者

印

年 月 日付けで請求のあった下記工事の請負代金額の変更請求について、埼玉県建設工事標準請負契約約款第26条第8項の規定によりスライド額協議開始日を通
知します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
請負代金額	金 円
スライド額 協議開始日	年 月 日

※請負者からの請求日から7日以降に工期の延期を想定している場合は、「工期末の
45日前」と記載する。

請負代金額変更請求額計算書

(宛先)
発注者

受注者
商号又は名称
代表者氏名

単品スライド条項に伴う請負代金額の変更請求額の内訳は、下記のとおりです。

工 事 名											
記											
品 目	規 格	単位	数量	当初単価	当初想定金額	購入単価	購入金額	購入先	購入年月	差額	備 考
記載例											
○鋼	○	t	50.0	50,000	500,000	55,000	550,000	〇〇商社	RO年〇月	50,000	
○鋼	○	t	70.0	70,000	700,000	75,000	750,000	〇〇商社	RO年〇月	70,000	
			700.0	90,000	900,000	95,000	950,000			50,000	RO年〇月 計
○鋼	○	t	50.0	50,000	500,000	55,000	550,000	〇〇商社	RO年△月	50,000	
○鋼	○	t	50.0	50,000	500,000	55,000	550,000	〇〇商社	RO年△月	50,000	
			500.0	50,000	5,000,000	55,000	5,500,000			500,000	RO年△月 計
○鋼 計	○	t	500.0	50,000	5,000,000	55,000	5,500,000			500,000	○鋼合計
鋼材類 合計					5,000,000		5,500,000			500,000	
□油	○	L	500	50.0	50,000	50.0	50,000	〇〇石油	RO年△月	50,000	
□油	○	L	700	70.0	70,000	70.0	70,000	〇〇石油	RO年△月	70,000	
			500.0	50.0	500,000	50.0	500,000			500,000	RO年△月 計
□油 計	○	L	500	50.0	50,000	50.0	50,000			50,000	□油合計
△油	○	L	700	70.0	70,000	70.0	70,000	□□石油	RO年□月	70,000	
△油	○	L	700	70.0	70,000	70.0	70,000	□□石油	RO年□月	70,000	
			7,000.0	70.0	700,000	70.0	700,000			700,000	RO年□月 計
△油 計	○	L	500	50.0	50,000	50.0	50,000			50,000	△油合計
燃料油 合計					5,000,000		5,000,000			5,000,000	
変動額										7,000,000	
単品スライド請求額										5,000,000	

(注)

- 購入先、購入単価、購入数量等を証明出来る場合は、その資料(納品書等)を添付の上、併せて監督職員に提出すること。
証明できない場合は、概算数量を記載の上、その算出根拠を記した書類を提出すること。
- 対象材料は、品目ごとおよび購入年月ごとにとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、複数枚になってもよい。
同一の品目で同一年月でも複数の単価がある場合や購入先が異なる場合は、区分するものとする。
- 変動額から受注者の負担額を差し引いて、単品スライド請求額を算出する計算過程を、別紙に記載すること。

[様式－3-1]

○年○月○日

請負代金額の変更の対象材料計算総括表

(宛先)
発注者

受注者
商号又は名称
代表者氏名

○年○月○日付けで通知のあった請負代金額の変更に必要な購入した価格等について、下記のとおり資料を提出します。

工 事 名

記

品 目	規 格	単 位	数 量	購入単価	購入金額	購入先	購入年月	使用した 建設機械名	使用目的	証明の 有無	備 考
記載例											
軽油	1.2号	L	5,000	90	450,000	四国石油	R○年○月		現場内重機	有	別添○○
軽油	1.2号	L	10,000	100	1,000,000	四国石油	R○年○月		現場内重機	有	別添○○
軽油	1.2号	L	15,000	100	1,500,000	四国石油	R○年○月		現場内重機	有	別添○○
軽油	1.2号	L	14,000	100	1,400,000	四国石油	R○年○月		現場内重機	有	別添○○
軽油	1.2号	L	5,000	110	550,000	四国石油	R○年○月		現場内重機	有	別添○○
軽油	1.2号	L	1,000	100	100,000	四国石油	R○年○月		現場内重機	有	別添○○
購入数量(証明済み)合計			50,000								
軽油	1.2号	L	2,000		0	四国石油	R○年○月	ダンプ	現場～○○地先 (流用先)運搬	無	別添○○
軽油	1.2号	L	2,000		0	四国石油	R○年○月	ダンプ	現場～○○地先 (流用先)運搬	無	別添○○
軽油	1.2号	L	1,000		0	四国石油	R○年○月	ダンプ	現場～○○地先 (流用先)運搬	無	別添○○
購入数量(未証明)合計			5,000								

(注)

- 購入先、購入単価、購入数量等を証明出来る場合は、その資料(納品書等)を添付の上、併せて監督職員に提出すること。
証明できない場合は、概算数量を記載の上、その算出根拠を記した書類を提出すること。
- 対象材料は、品目毎および購入年月毎にとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、別紙にとりまとめるものとする。
但し、同一の品目で同一年月でも複数の単価がある場合は、区分するものとする。
また、当該品目が同一月で複数の工種や機械で使用されている場合、監督職員より工種や機械毎等の内訳を提出するよう要求があった場合など、追加資料が必要な場合がある。

[様式－3-2]

各種資機材の材料証明書

品目	規格	単位	数量	購入単価	購入金額	出荷元	搬入年月	運搬費の内燃料代						
								品目	規格	単位	数量	購入単価	購入金額	購入先
記載例														
再生骨材	40mm	m ³	3,000	2,000	6,000,000	北海道砂利	H20年4月	軽油	1. 2 号	L	700	90	63,000	東京石油
								軽油	1. 2 号	L	300	90	27,000	大阪石油
再生骨材	40mm	m ³	5,000	2,000	10,000,000	北海道砂利	H20年7月	軽油	1. 2 号	L	500	100	50,000	東京石油
								軽油	1. 2 号	L	1000	100	100,000	大阪石油
重建設機械	ブルドーザ 21t 級	回	1	-	-	四国ハース	H20年8月	軽油	1. 2 号	L	500	110	55,000	西国石油
											計	3,000		

[様式－3-3]

建設機械の貨物自動車等による運搬にかかる運搬金額計算総括表(提出資料)

記載例

建設機械名・規格		路面切削機		機械搬入所在地		札幌市西区		現場所在地		旭川市南が丘		機械搬出場所		札幌市西区		
運搬車両				運賃												
機械名	規格	運搬距離	積載重量	基本運賃	×	特大型	+	悪路	+	深夜早朝	+	冬期割増	)	地区割増・その他	=	合計
	(t積)	(km)	(t)													
セミトレーラ	30	110	29	81,000	×	0.7	+	0	+	0	+	0	+	1,880	=	139,580
					×		+		+		+		+		=	
					×		+		+		+		+		=	
					×		+		+		+		+		=	
					×		+		+		+		+		=	
					×		+		+		+		+		=	

重建設機械の分解、組立及び輸送にかかる運搬金額計算総括表(提出資料)

記載例

建設機械名・規格				ブルドーザ 21t級		機械搬入所在地		富良野町		現場所在地		旭川市南が丘		機械搬出場所		富良野町	
運搬車両				運賃													
機械名	規格	運搬距離	積載重量	基本運賃	×	(特大型)	+	悪路	+	深夜早朝	+	冬期割増	)	地区割増・その他	=	合計	
	(t積)	(km)	(t)														
セミトレーラ	20	50	19.973	42,000	×	0.7	+		+		+		+	1,355	=	72,755	
トラック	4	50	1.322	18,500	×	0.6	+		+		+		+	650	=	30,250	
					×		+		+		+		+		=		
					×		+		+		+		+		=		
																103,005	
														合計往復		206,010	

仮設材(鋼矢板、H形鋼、覆工板等)の運搬にかかる運搬金額計算総括表(提出資料)

記載例

仮設材				機械搬入所在地		江別市		現場所在地		旭川市南が丘		機械搬出場所		江別市		
運搬車両				運賃												
機械名	規格	運搬距離	台数		数量(t)	×	基本運賃(t)	×	深夜早朝	+	冬期割増	)	+	その他	=	合計
	(t積)	(km)	(台)													
セミトレーラ	20	90	5	H鋼(12m以内)	95	×	4,000	+	0	+	0	)+	0	=	380,000	
						+		+		+		)+		=		
						+		+		+		)+		=		
						+		+		+		)+		=		
						+		+		+		)+		=		

(様式－４)

※本様式は、発注者から協議開始日に受注者に対象の品目、規格、数量等について通知する場合に必要な応じて使用。

スライド変更等協議書

年 月 日

様

発注者

印

年 月 日付けで請求のあった埼玉県建設工事標準請負契約約款第26条第5項の適用に基づく下記工事の請負代金額の変更請求について、別添のと通りの品目、規格、数量としたので協議します。

(また、本協議書の通知日をもって協議開始の日とします。(必要に応じて記載))

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
請負代金額	金 円

(様式－4)

(別添)

工事請負契約書第26条第5項の対象材料内訳表

品目	規格	単位	数量	備考

(様式－４－１)

ス ラ イ ド 調 書

工 事 名	
請 負 代 金 額 (消費税相当額含む)	
設 計 書 金 額 (消費税相当額含む)	
工 期	自) 年 月 日 至) 年 月 日
スライド金額(S)	
うち取引に係る消費税及び 地方消費税の額	

(様式-4-1)

<別添>

〇〇〇〇工事に係る物価の変動に基づくスライド額計算書

①請負代金額 (消費税相当額含む)	
②設計書金額 (消費税相当額含む)	
③既成部分認定出来高金額 (消費税相当額含む)	
④スライド対象請負金額(①-③) (消費税相当額含む)	
⑤(M _{変更鋼} -M _{当初鋼}) 又は(請負の購入金額・鋼-M _{当初鋼}) の安い方 (消費税含む・落札率考慮)	
⑥(M _{変更油} -M _{変更鋼}) 又は(請負の購入金額・油-M _{当初油}) の安い方 (消費税含む・落札率考慮)	

1)スライド額(S)

$$S = \{ (M_{\text{変更鋼}} - M_{\text{当初鋼}}) + (M_{\text{変更油}} - M_{\text{当初油}}) - P \times 1/100 \}$$

$$= ⑤ + ⑥ - ④ \times 1/100 =$$

$$M_{\text{当初鋼}}, M_{\text{当初油}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2$$

$$+ \dots + p_m \times D_m \} \times k \times (1 + \text{消費税率})$$

$$M_{\text{変更鋼}}, M_{\text{変更油}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2$$

$$+ \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times (1 + \text{消費税率})$$

M_{変更鋼}, M_{変更油} : 価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額

M_{当初鋼}, M_{当初油} : 価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額

p : 設計時点における各対象材料の単価

p' : 価格変動後における各対象材料の単価

D : 各対象材料について算定した対象数量

k : 落札率 { 請負額 / 当初官積算額(税抜き) }

$$2) \text{スライド額}(S') = \text{スライド額}(S) \times 1 / (1 + \text{消費税率}) =$$

(万円未満切り捨て)

$$3) \text{消費税相当額} = \text{スライド額}(S') \times \text{消費税率} =$$

$$4) \text{スライド額}(S) = \text{スライド額}(S') + \text{消費税相当額}$$

(スライド変更金額)

(様式－5)

年 月 日

様

発注者

印

埼玉県建設工事標準請負契約約款第26条第5項に基づく請負代金額の
変更について(協議)

年 月 日付けで請求のあった標記について、埼玉県建設工事標準請負契約約
款第26条第7項に基づき、下記のとおり協議します。

なお、異存がなければ、別添の工事請負変更契約書に記名押印のうえ提出してくださ
い。

記

1 工事名

2 スライド変更金額 (増)金 円

うち取引に係わる消費税及び地方消費税の額 金 円

(標準請負契約約款第 38 条関係)

既様式 14 号

部 分 払 検 査 請 求 書

年 月 日

(宛先)

発注者

受注者名

現場代理人

下記工事の部分払検査を、埼玉県建設工事標準請負契約約款第38条第2項の規定により請求します。

今回、請求する部分払の範囲については、埼玉県建設工事標準請負契約約款第26条第5項の請求対象とすることを併せて要請します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
請負代金額	金 円
契約書記 載の部分 払の回数	回
今回請求回数	第 回

(標準請負契約約款第 38 条関係)

既様式 15 号

第 年 月 日 号

様

発注者

印

部分払検査結果について(通知)

下記工事は、 年 月 日 部分払検査の結果確認したので、埼玉県建設工事標準請負契約約款第38条第3項の規定により通知します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
請負代金額	金 円
摘 要	当該部分払検査で確認した出来高は、埼玉県建設工事標準請負契約約款第26条第5項の請求対象とする。

工事請負契約書第25条第5項〔単品スライド条項〕

アスファルト類に関する運用マニュアル(案)

平成25年1月

東北地方整備局 企画部 技術管理課

アスファルト類についての運用について

平成20年9月10日付通達において、地域によって著しい価格の上昇が見られる資材について、受注者からの請求に基づき、発注者が請負代金額への影響があると判断した場合についても、単品スライド条項の適用対象品目とすることができるとしたところである。

この場合には、鋼材類の取扱いに準ずる事としているが、アスファルト類が対象品目となる場合の運用については下記のとおりとする。なお、以下に記載していない事項については「単品スライド条項運用マニュアル(暫定版)平成20年7月16日」の「鋼材類」に準じ実施されたい。

1. 価格高騰の理由

○対象としようとする品目について、その価格とその上昇の理由の内訳の根拠を把握することが必要。

- ・単品スライドの対象としようとする品目の価格高騰の理由として、工事請負契約書第25条第5項に「特別な要因」とされており、原油価格の引き上げに伴う原材料価格の引き上げのように、その原因について、発注者と受注者が共通の認識をもって、その影響の重要性を客観的に認められるような理由が必要である。このため、対象としようとする品目については、その品目の原材料や加工費、運搬費等毎に、価格内訳根拠及び高騰理由が明確になるよう、受注者に情報提供を求めることが必要である。

2. 対象材料の考え方

○対象材料は、アスファルト混合物、アスファルト乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファルト等が想定される。

- ・対象材料については拡充通達では規定はしておらず、対象材料については工事毎に協議により決定する。直轄工事において一般的に使用されているアスファルト類は、アスファルト混合物とアスファルト乳剤であるが、原油価格の変動と連動して価格が変動しているストレートアスファルト、改質アスファルト、その他アスファルトを主要材料としたものも対象材料とすることができる。

3. 対象数量

- アスファルト類は、設計図書に数量が記載されていない場合が一般的であるため、発注者の設計数量の数量内で、施工によるロス等の数量についても加味することができる。
- 性能規定方式等により、積算時の想定と実際の施工時の舗装構成が異なる場合は発注者の設計数量を対象数量とする。

- ・アスファルト類については、設計図書に舗装面積等としては示されているが、舗装材の数量(重量)が示されていない場合が一般的である。積算上は、舗装材の数量は下記式により計算されている。

(アスファルト混合物の重量)

$$\text{面積} \times \text{厚さ} \times \text{締め固め後密度}^{\ast} \times (1 + \text{ロス率}^{\ast})$$

アスファルト乳剤の散布量

$$\text{面積} \times \text{散布量}^{\ast}$$

※締め固め後密度及びロス率、アスファルト乳剤散布量は標準的な数値が国土交通省土木工事標準積算基準書に記載されているが、それによりがたい場合は別途考慮する。

- ・上記により算出した発注者の設計数量と証明された実際の購入数量のどちらか小さい方を対象数量とする。具体的には、下記のとおりである。

証明された数量と対象数量の考え方(設計図書に数量の記載がない場合)

証明数量 ≤ 設計数量	→ 対象数量は証明数量
設計数量 < 証明数量	→ 対象数量は設計数量

注)

設計数量: 上記により算出した数量

証明数量: 請負者から証明された数量

- ・しかし、設計図面において数量が明記されている場合は、鋼材類の場合と同様、その数量・搬入月を証明できない場合は当該材料はスライドの対象としない。
- 証明された数量と対象数量の考え方(設計図書に数量の記載がある場合)

証明数量<設計図書の数量	→ 当該材料は対象材料とならない
設計図書の数量≤証明数量≤設計数量	→ 対象材料。対象数量は証明数量
設計数量<証明数量	→ 対象材料。対象数量は設計数量

注) 設計図書の数量:設計図書(数量総括表や図面等)に記載されている数量
設計数量:設計図書の数量にロスを加えた数量(積算上の数量)
証明数量:請負者から証明された数量

- ・なお、発注者の設計数量は、新土木積算システムを使用している場合は、使用材料一覧表として材料毎に集計した結果が出力されている。
- ・舗装工事は性能規定で発注されている場合もあり、必ずしも発注者が設計時点で想定したものと、実際に施工したものが一致しているとは限らない。この場合、鋼材類の任意仮設と同様に、対象数量は発注者が想定した舗装材についてその設計数量を対象数量とする。
- ・施工パッケージ型積算方式による場合の数量の算出方法については、技術管理課基準第一係に相談すること。

4. 請求時期

○請求時点でスライド額が確定できない場合は、概算額で良いこととする。また、単品スライド条項の協議開始時は、原則として証明資料を添付することとするが、施工時期の関係上、証明資料(領収書等)の提出が困難な場合は、証明資料が揃い次第提出するものとし、スライド額を確定させることとする。

5. 受注者への確認事項

○納品書・請求書・領収書等による証明が困難な場合は、社内書類等で確認。

- ・自社内での取引であったため、納品書、請求書、領収書等が存在しない場合は、それに変わる社内書類で購入価格の証明を求める

○工場渡しで購入した場合、運搬費の証明が困難な場合には、計算式より算出。

- ・受注者からの証明は、取引が工場渡しである場合は運搬費に要した金額を併せて証明（燃料油と同様）。運搬費用の算出が困難な場合には、燃料油と同様に計算式により算出することとする。ただし、物価資料（現着単価）と比較して安価の単価をスライド額算定に用いるものとする。

（参考）

仮に情報公開により、単品スライドの証明資料について開示請求があった場合には、社内書類も開示する方針である。

6. 単価（変動後の実勢価格の算定）

○実勢価格は、対象材料を搬入した月の翌月の物価資料の価格

- ・燃料油と同様、契約と購入がほとんど同時期に行われるものであるため、現場で購入した翌月の物価資料等を実勢価格として掲載されている。

7. ユニットプライス型積算方式における取り扱い

○対象数量等については、積み上げ積算方式と同様の手法によること。

○なお、変動前の価格を算出するための単価は、設計時点における実勢単価

- ・ユニットプライス型積算方式においても、積み上げ積算方式同様に設計図書に数量が明記されておらず、材料単価についても設定されていない。
- ・このため、ユニットプライス型積算方式においても、積み上げ積算方式の手法に準じて、設計上の数量を算出するものとする。
- ・また、単品スライドの請求の対象とする資材にかかる単価が、単価合意時において価格の内訳として予め提出されている場合は、設計時点の実勢価格に換わって、その価格を変動前の実勢価格とすることができる。
- ・変動後の単価については6による。

8. 総価契約単価合意方式によるスライド額の算出方法

1) 単品スライド額の算定は、単価個別合意方式においては「合意単価」、単価包括合意方式においては「請負比率に官積算単価を乗じた単価」を基に行うものとする。

2) 単品スライド額の算定

受注者と協議するためのスライド額は、次式により算定すること。

$$S = (M_{\text{変更}} - M_{\text{当初}}) - P \times 1 / 100$$

$$M_{\text{当初}} = (p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m) \times 105 / 100$$

$$M_{\text{変更}} = (p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m) \times 105 / 100$$

S : スライド額

P : 最終精算後の請負代金から出来高部分払いに相応する請負代金を控除した額

M_{当初} : 価格変動前の対象資材の金額

(「価格変動前細別(L4)官積単価×直近の単価合意比率」を基にした対象資材総額)

M_{変更} : 価格変動後の対象資材の金額

(「価格変動後細別(L4)官積単価×直近の単価合意比率」を基にした対象資材総額)

p : 設計時点における各対象材料の単価

p' : 価格変動後における各対象材料の単価

D : 各対象材料について算定した対象数量

3) 単品スライド(アスファルト合材、増額)の計算例

対象材料 : 再生密粒度As20T 改質Ⅱ型

積算単価(再生密粒度As20T 改質Ⅱ型)	2,300 円/m ²
合意単価(再生密粒度As20T 改質Ⅱ型)	2,045 円/m ²
対象数量(t)	2,515 t

※包括合意の場合は「設計金額」を記載

※包括合意の場合は「請負代金額」を記載

再生密粒度As20T 改質Ⅱ型	設計時点	現場搬入時点		
	H24.6	H24.9	H24.10	H24.11
各月の実勢価格(円/t)	14,700	16,200	16,500	16,700
合意単価を反映した各月の実勢価格(円/t)	13,070	14,404	14,671	14,848
搬入又は購入時の価格(円/t)		16,500	16,500	16,500
搬入又は購入時の数量(t)	2,515	800	800	915

※各月の実勢価格は翌月単価を使用

※合意単価を反映した各月の実勢価格 = 各月の実勢価格 × $\frac{\text{合意単価}}{\text{積算単価}}$ ※包括合意の場合は「請負代金額」
※包括合意の場合は「設計金額」

$$\text{合意単価を反映した設計時点の実勢価格} = 14,700 \times \frac{2,045}{2,300} = 13,070 \text{ 円/t}$$

○価格変動前の金額： $M_{\text{当初}}$
 $= \text{設計時点の合意価格} \times \text{対象数量} \times (1 + \text{消費税率})$
 $= 13,070 \times 2,515 \times (1 + 0.05) = 34,514,602 (\text{円未満切捨て})$

○価格変動後の金額： $M_{\text{変更}}$
 $= \text{搬入月の合意単価を反映した実勢価格(加重平均)} \times \text{対象数量} \times (1 + \text{消費税率})$
 $= \frac{14,404 \times 800 + 14,671 \times 800 + 14,848 \times 915}{800 + 800 + 915} \times 2,515 \times (1 + 0.05)$
 $= 38,686,987 (\text{円未満切捨て})$

○実購入金額
 $= \text{搬入月の購入時の価格} \times \text{対象数量} \times (1 + \text{消費税率})$
 $= (16,500 \times 800 + 16,500 \times 800 + 16,500 \times 915) \times (1 + 0.05) = 43,572,375$

※この場合、価格変動後の金額「 $M_{\text{変更}}$ 」は、合意単価を反映した実勢価格と実購入金額を比較し、安価である合意単価を反映した実勢価格を採用
 (それぞれの品目毎の変動後の金額は、実勢価格に基づき算出した額と実際の購入金額とのどちらか低い方とする)

○変動額
 $= M_{\text{変更}} - M_{\text{当初}}$
 $= 38,686,987 - 34,514,602 = 4,172,385$

○スライド額
 $= \text{変動額} - \text{最終精算後の請負代金} \times 1\%$
 $= 4,172,385 - 262,500,000 \times 1/100$
 $= 1,547,385$

※最終精算後の請負代金が262,500,000円の場合

○スライド額(S')
 $= \text{スライド額} \times 100/105 = 1,547,385 \times 100/105 = 1,470,000 (\text{万円未満切捨て})$

○消費税相当額
 $= \text{スライド額}(S') \times 0.05 = 1,470,000 \times 0.05 = \boxed{73,500}$

○単品スライド額(S)
 $= \text{スライド額}(S') + \text{消費税相当額} = 1,470,000 + 73,500 = \boxed{1,543,500}$

(参考)

対象数量(設計数量、証明数量)が異なる場合の計算例

ケース1 : 対象数量が証明数量の場合

再生密粒度As20T 改質Ⅱ型	単位	6月	9月	10月	11月	数量比較		受注者の購入価格の評価	M変更		M当初
						証明数量	設計数量		p' *D*1,05	少ない額を採用	p*D*1,05
資材搬入数量	t		800	800	915	2,515	≤ 2,550	運用マニュアル(暫定版) 1-5-1 スライド額算定の方法について より「証明数量≤設計数量」のため、 受注者の購入価格をそのまま採用			
受注者:搬入又は購入時数量	t		800	800	915	2,515					
受注者:購入単価(購入価格)	円/t		16,500	16,500	16,500	16,500			43,572,375		
発注者:実勢価格(物価資料等)	円/t		14,404	14,671	14,848	14,650			38,686,987	38,686,987	34,514,602
発注者:設計時点の価格(物価資料等)	円/t	13,070									
変動額 = M変更 - M当初		変動額 = 38,686,987 - 34,514,602 = 4,172,385									

ケース2 : 対象数量が設計数量の場合

再生密粒度As20T 改質Ⅱ型	単位	6月	9月	10月	11月	数量比較		受注者の購入価格の評価	M変更		M当初
						証明数量	設計数量		p' *D*1,05	少ない額を採用	p*D*1,05
資材搬入数量	t		800	800	915	2,515	> 2,480	運用マニュアル(暫定版) 2-5 購入価格の評価方法より「設計数量<証明数量」のため、設計数量を証明数量で割り、受注者の購入価格に乘じる			
受注者:搬入又は購入時数量	t		800	800	915	2,515					
受注者:購入単価(購入価格)	円/t		16,500	16,500	16,500	16,500			42,966,000		
発注者:実勢価格(物価資料等)	円/t		14,404	14,671	14,848	14,650			38,148,600	38,148,600	34,514,602
発注者:設計時点の価格(物価資料等)	円/t	13,070									
変動額 = M変更 - M当初		変動額 = 38,148,600 - 34,514,602 = 3,633,998									

(様式-4-1)

スライド調書

工 事 名	
請 負 代 金 額 (消費税相当額含む)	
設 計 書 金 額 (消費税相当額含む)	
工 期	自) 平成 年 月 日 至) 平成 年 月 日
ス ラ イ ド 額 (S)	
うち取引に係る消費税及び 地方消費税の額	

支出負担行為担当官
〇〇地方整備局長

又は

分任支出負担行為担当官
〇〇地方整備局
〇〇事務所長

(様式－4－1)

<別添>

〇〇〇〇〇工事に係る物価の変動に基づくスライド額計算書

①請負代金額 (消費税額含む)	
②設計書金額 (消費税相当額含む)	
③既済部分出来高金額 (消費税相当額含む)	
④スライド対象請負金額(①－③) (消費税相当額含む)	
⑤(M _{変更} －M _{当初})又は(受注者の購入金額－M _{当初})の安い方 (消費税含む・落札率考慮)	

1)スライド額

$$S = (M_{\text{変更}} - M_{\text{当初}}) - P \times 1 / 100$$

$$= \text{⑤} - \text{④} \times 1 / 100 =$$

$$M_{\text{当初}} = \{p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m\} \times 105 / 100$$

$$M_{\text{変更}} = \{p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m\} \times 105 / 100$$

- $\left\{ \begin{array}{ll} M_{\text{変更}} & : \text{価格変動後のアスファルト合材類の金額} \\ M_{\text{当初}} & : \text{価格変動前のアスファルト合材類の金額} \\ p & : \text{設計時点における各対象材料の単価} \\ p' & : \text{価格変動後における各対象材料の単価} \\ D & : \text{各対象材料について算定した対象数量} \end{array} \right.$

$$2) \text{スライド額}(S') = \text{スライド額} \times 100 / 105 =$$

(万円未満切り捨て)

$$3) \text{消費税相当額} = \text{スライド額}(S') \times 0.05 =$$

$$4) \text{スライド額}(S) = \text{スライド額}(S') + \text{消費税相当額} =$$

事 務 連 絡
平成 2 5 年 3 月 2 9 日

各地方整備局
 企画部 技術管理課長 殿
北海道開発局
 事業振興部 技術管理課長補佐 殿
沖縄総合事務局
 開発建設部 技術管理課長 殿

大臣官房
技術調査課事業評価・保全企画官

単品スライドのコンクリート類についての運用について

別紙のとおり、単品スライドのコンクリート類についての運用について、別紙の通り運用の考え方を整理したので、送付致します。

コンクリート類についての運用

「工事請負契約書第25条第5項の運用の拡充について」（平成20年9月10日付け、国地契第23号、国技建第116号、国営計第46号）において、「原油価格の高騰等の特別な要因により、日本国内の地域において鋼材類及び燃料油以外の主要工事材料の価格の著しい上昇が認められる場合には、運用通達に基づき鋼材類について単品スライド条項を適用する場合の取扱に準じて、当該工事材料について単品スライド条項を適用できるものとする」と明記されているところであるが、コンクリート類が対象工事材料となる場合の運用については、下記のとおりとする。なお、以下に記載していない事項については、「工事請負契約書第25条第5項の運用について」（平成20年6月13日付け、国地契第9号、国技建第1号、国営計第24号）及び「工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（暫定版）」（平成20年7月16日）の鋼材類に準じ実施されたい。

1. 著しい価格変動の要因

- ・対象工事材料の著しい価格変動の要因について整理する。

- ・単品スライドは、「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったとき」に適用することとされている（工事請負契約書第25条第5項）。

コンクリート類に適用する場合においては、大規模な災害の発生等に伴う資材需要の急増や協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第7条の規定に基づき、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）の適用について、同法第22条第1号の要件を備える組合とみなされたものに限る）の販売価格の大幅な変動が該当すると考えられるが、発注者と受注者が共通の認識をもって、その影響の重要性を客観的に認められるよう、「特別な要因」について整理することとする。

このため、受注者からも情報提供を求め、対象にしようとする品目の当該地域における需給動向や協同組合販売価格の推移等、必要な情報を把握しておく。

2. 対象工事材料の考え方

・コンクリート類の対象工事材料として、以下のものが想定される。

- 1) レディーミクストコンクリート（生コン）
- 2) セメント
- 3) モルタル
- 4) コンクリート混和材
- 5) コンクリート用骨材
- 6) コンクリート二次製品

3. 対象数量

・対象数量は、設計図書の数量、設計数量、証明数量から以下により選定することとする。

1) 証明された数量と対象数量の考え方（設計図書に数量の記載がある場合）

証明数量 < 設計図書の数量	→ 当該材料は対象材料とならない
設計図書の数量 ≤ 証明数量 ≤ 設計数量	→ 対象材料。対象数量は証明数量
設計数量 < 証明数量	→ 対象材料。対象数量は設計数量

注) 設計図書の数量：設計図書(数量総括表や図面等)に記載されている数量

設計数量：設計図書の数量にロスを加えた数量（積算上の数量）

証明数量：受注者から証明された数量

2) 証明された数量と対象数量の考え方（設計図書に数量の記載がない場合）

証明数量 ≤ 設計数量	→ 対象数量は証明数量
設計数量 < 証明数量	→ 対象数量は設計数量

注) 設計数量：積算上の数量

証明数量：受注者から証明された数量

・設計数量（設計図書の数量にロスを加えた数量または積算上の数量）の算出例については、次の通り。

（レディーミクストコンクリートの数量）

設計量 × (1 + ロス率※)

※ロス率については、国土交通省土木工事標準積算基準書によることとする。

- ・また、施工パッケージ型積算基準を使用している場合の設計数量（設計図書の数量にロスを加えた数量）の算出例については、次の通り。

$\text{設計図書の数量} \times (\text{標準単価} \times \text{コンクリート構成比率} / \text{東京17区コンクリート単価})$

- ・なお、発注者の設計数量は、新土木工事積算システムを使用している場合は、使用材料一覧表として材料毎に集計した結果が出力されている。

4. 受注者への確認事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・納品書・請求書・領収書等による証明が困難な場合は、社内書類等で確認。 |
|---|

- ・自社内での取引であったため、納品書、請求書、領収書等が存在しない場合は、それに変わる社内書類等で購入価格の証明を求める。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・工場渡しにて、購入した場合で、運搬費の証明が困難な場合には、計算式より算出。 |
|---|

- ・受注者からの証明は取引が工場渡しである場合は運搬費に要した金額を併せて証明（燃料油と同様）。運搬費用の算出が困難な場合には、燃料油と同様に計算式により算出することとする。ただし、物価資料（現着単価）と比較して安価の単価をスライド額算定に用いるものとする。

（参考）

- ・仮に情報公開により、単品スライドの証明資料について開示請求があった場合には、社内書類等も開示する方針である。

5. 単価（変動後の実勢価格の算定）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・実勢価格は、対象材料を搬入した月の翌月の物価資料の価格 |
|--|

- ・燃料油と同様、契約と購入がほとんど同時期に行われるものであるため、現場で購入した翌月の物価資料等実勢価格として掲載されている。
- ・納入の概ね1ヶ月前以上に購入契約が完了しており、その結果が現場に搬入された月と同月の物価資料等実勢価格として掲載されていることが明らかな場合は、対象材料を搬入した月と同月の物価資料の価格を実勢価格とする。

6. その他

- 現在、スライド額協議中であり、本通知により難しい場合はこの限りでない。

以 上